

【表紙】
【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 2025年1月31日
【発行者名】 F I L・インベストメント・マネジメント（ルクセンブルグ）
エス・エイ
(FIL Investment Management (Luxembourg) S.A.)
【代表者の役職氏名】 取締役 クリストファー・ブリーリー (Christopher Brealey)
【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ L-1246、
アルバート・ボルシェット通り 2 a
(2a, rue Albert Borschette, L-1246 Luxembourg,
Grand Duchy of Luxembourg)
【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三宅 章仁
【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業
【事務連絡者氏名】 弁護士 三宅 章仁
【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業
【電話番号】 03 (6775) 1000
【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】
フィデリティ・ワールド・ファンズ 世界割安成長株ファンド
(Fidelity World Funds - Global Value Advance Equity Fund)
【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】
クラスA-A C C 受益証券 50億アメリカ合衆国ドル（約7,537億
円）を上限とする。
(注) アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」という。）の円貨換算
は、便宜上、2024年11月29日現在の株式会社三菱UFJ銀行の
対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=150.74円）による。
【縦覧に供する場所】 該当事項なし

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出いたしましたので、2024年8月9日に提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報により訂正および追加するため、また、その他に原届出書の記載事項に訂正すべき事項がありますので、これらを訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、本訂正届出書の記載事項のうち外貨数字の円換算については、直近の為替レートを用いておりますので、訂正前の換算レートとは異なっております。

2【訂正の内容】

(1) 半期報告書に係る訂正

原届出書の下記事項については、半期報告書の記載内容*と同一内容に更新または追加されます。

原届出書	半期報告書	訂正の方法
第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況 (1) 投資状況 (2) 投資資産 (3) 運用実績 (4) 販売及び買戻しの実績	1 ファンドの運用状況 (1) 投資状況 ① 資産および地域別の投資状況 ② 投資資産 (2) 運用実績 2 販売及び買戻しの実績	更新 更新 更新または追加 追加
第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表	3 ファンドの経理状況	追加
第三部 特別情報 第1 管理会社の概況 1 管理会社の概況 (1) 資本金の額 2 事業の内容及び営業の概況 5 その他 3 管理会社の経理状況	4 管理会社の概況 (1) 資本金の額 (2) 事業の内容及び営業の状況 (3) その他 5 管理会社の経理の概況	更新 更新 追加 更新または追加

* 半期報告書の記載内容は、以下のとおりです。

[次へ](#)

1 ファンドの運用状況

F I L・インベストメント・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ（FIL Investment Management (Luxembourg) S.A.）（以下「管理会社」という。）により管理されるフィデリティ・ワールド・ファンズ（Fidelity World Funds）（以下「ファンド」といい、また「FWF」と呼ぶことがある。）のサブ・ファンドであるフィデリティ・ワールド・ファンズ 世界割安成長株ファンド（Fidelity World Funds - Global Value Advance Equity Fund）（以下「サブ・ファンド」という。）の運用状況は、以下のとおりである。

運用実績は、過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆または保証するものではない。

（1）投資状況

① 資産および地域別の投資状況

（2024年11月末日現在）

資産の種類	国・地域	時価合計 (アメリカ合衆国ドル)	投資比率 (%)
投資信託	ルクセンブルグ	7,422,510	99.97
現金・預金およびその他の資産（負債控除後）		2,097	0.03
合計（純資産総額）		7,424,607 (1,119百万円)	100.00

（注1）「投資比率」とは、サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。

（注2）アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」という。）の円貨換算は、便宜上、2024年11月29日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝150.74円）による。以下、別段の表示がない限り、米ドルの円貨表示はすべてこれによる。

（注3）ファンドおよびサブ・ファンドは、ルクセンブルグ法に基づいて設立されているが、ファンド証券は米ドル建のため、本書の金額表示は別段の記載がない限り米ドルをもって行う。

（注4）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入して記載してある。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入して記載してある。したがって、本書の中の同一の情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

② 投資資産

（i）投資有価証券の主要銘柄

（2024年11月末日現在）

順位	銘柄	国・地域	種類	口数 (口)	米ドル				投資 比率 (%)
					取得価額		時価		
					単価	金額	単価	金額	
1	フィデリティ・ファンズ2ー グローバル・ディスカバ リー・ファンド (旧名称フィデリティ・ファ ンズ2ーグローバル・バ リュール・ファンド)	ルクセンブルグ	投資信託	697,440	10.52	7,333,616	10.64	7,422,510	99.97

（ii）投資不動産物件

該当事項なし（2024年11月末日現在）。

（iii）その他投資資産の主要なもの

該当事項なし（2024年11月末日現在）。

（２）運用実績

① 純資産の推移

2024年8月29日から2024年11月末日までの期間における各月末の純資産の推移は、以下のとおりである。

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	米ドル	円	米ドル	円
2024年8月末日	99,643	15,020,186	9.96	1,501
9月末日	3,694,618	556,926,717	10.02	1,510
10月末日	5,676,240	855,636,418	9.70	1,462
11月末日	7,424,607	1,119,185,259	10.01	1,509

<参考情報>

純資産総額および受益証券1口当たり純資産価格の推移

（2024年8月29日から2024年11月末日まで）



② 分配の推移
該当事項なし。

③ 収益率の推移
下記の期間における収益率は、以下のとおりである。

期 間	収益率（％）（注）
2024年8月29日～ 2024年11月末日	0.10

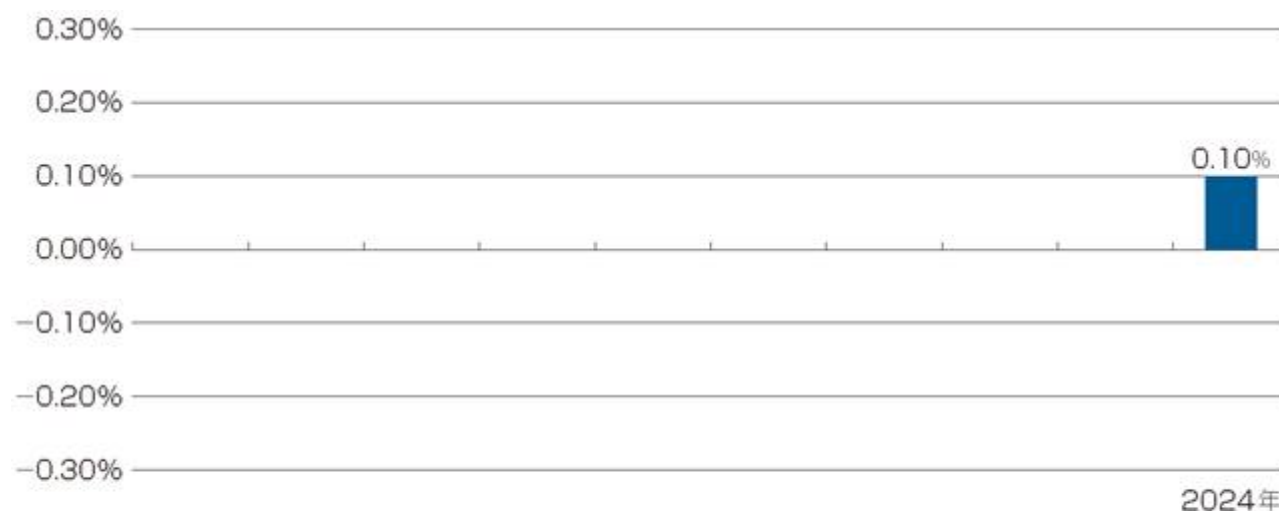
（注）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a＝2024年11月末日の受益証券1口当たり純資産価格（当該期間の分配金（税引き前）の合計額を加えた額）

b＝受益証券1口当たり当初発行価格（10米ドル）

<参考情報>

年間収益率の推移



（注1）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a＝上記各暦年末の受益証券1口当たり純資産価格（当該各暦年の分配金（税引き前）の合計額を加えた額）

b＝当該各暦年の直前の各暦年末の受益証券1口当たり純資産価格（分配落ちの額）（ただし、2024年については受益証券1口当たり当初発行価格（10米ドル））

ただし、2024年については8月29日（運用開始日）から11月末日までの収益率です。

（注2）サブ・ファンドは、ベンチマークを設定していませんので、サブ・ファンドの運用開始前の年間騰落率についての情報は記載していません。

2 販売及び買戻しの実績

2024年8月29日から2024年11月末日までの期間における販売および買戻しの実績ならびに2024年11月末日現在の発行済口数は、以下のとおりである。

販売口数	買戻口数	発行済口数
751,408 (751,408)	10,000 (10,000)	741,408 (741,408)

（注）（ ）内の数字は、日本における販売、買戻しおよび発行済口数である。

[次へ](#)

3 ファンドの経理状況

- a. ファンドの日本語の中間財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。その後の改正を含む。）第328条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. ファンドの原文の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。
- c. ファンドの原文の中間財務書類は、日本円または米ドルで表示されている。日本語の中間財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円への換算には、2024年11月29日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝150.74円）が使用されている。

（１）資産及び負債の状況

純資産計算書

2024年10月31日現在

エクイティ・ファンド						
名称	連結	世界割安成長株ファンド		インド・フォーカス・ファンド		
通貨	日本円	米ドル	(円換算)	米ドル	(円換算)	
資産						
投資有価証券 時価評価額	36,801,082,629	5,663,520	853,719,005	235,750,037	35,536,960,577	
銀行およびブローカーにおける預金	10,823	20	3,015	51	7,688	
投資有価証券売却未収金	80,584,357	—	—	528,630	79,685,686	
受益証券発行未収金	153,235,432	492,920	74,302,761	512,298	77,223,801	
資産合計	37,034,913,241	6,156,460	928,024,780	236,791,016	35,693,877,752	
負債						
投資有価証券購入未払金	105,877,202	480,220	72,388,363	214,330	32,308,104	
受益証券買戻未払金	123,736,920	—	—	811,709	122,357,015	
負債合計	229,614,122	480,220	72,388,363	1,026,039	154,665,119	
純資産 2024年10月31日現在	36,805,299,119	5,676,240	855,636,418	235,764,977	35,539,212,633	
純資産 2024年 4 月30日現在	32,247,398,589	—	—	204,699,899	30,856,462,775	
純資産 2023年 4 月30日現在	19,179,550,643	—	—	141,036,478	21,259,838,694	
投資有価証券取得原価	23,365,606,856	5,777,717	870,933,061	147,499,683	22,234,102,215	

添付の財務書類注記は当財務書類の一部である。

受益証券1口当たり純資産価格計算書
2024年10月31日現在

名称－通貨		受益証券 発行残高 2024年 10月31日 現在	受益証券 1口当たり 純資産価格 2024年 10月31日 現在	受益証券 1口当たり 純資産価格 2024年 4月30日 現在	受益証券 1口当たり 純資産価格 2023年 4月30日 現在
エクイティ・ファンド					
世界割安成長株ファンド－米ドル					
ークラスA－ACC受益証券（米ドル建）	（米ドル）	585,508	9.695	—	—
	（円換算）	—	1,461	—	—
インド・フォーカス・ファンド－米ドル					
ークラスA受益証券（ドル建）	（米ドル）	4,032,818	58.46	54.60	43.99
	（円換算）	—	8,812	8,230	6,631

添付の財務書類注記は当財務書類の一部である。

フィデリティ・ワールド・ファンズ

財務書類注記

2024年10月31日

1. 一般事項

ファンドは、非法人形態の証券共有持分としてルクセンブルグ大公国の法律に基づき設定されたミューチュアル・インベストメント・ファンド（Fonds Commun de Placement）である。ファンドは、ルクセンブルグ大公国の法律に基づき設立され、ルクセンブルグに登録上の事務所を有している管理会社によって、共同所有者（「受益者」）のために管理運用されている。ファンドは、ルクセンブルグの投資信託に関する2010年12月17日法（改正済）のパートIIに基づき登録されている。ファンドは、指令2003/41/ECおよび指令2009/65/ECならびに規則（EC）No.1060/2009および規則（EU）No.1095/2010を改正する、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会指令2011/61/EU（「AIFMD」）に規定するオルタナティブ投資ファンドとしての適格性を有している。

管理会社は、ルクセンブルグの投資信託に関する2010年12月17日法（改正済）第15章に準拠しており、AIFMD、（AIFMDの）レベルII規則および2013年法ならびにAIFMDまたは2013年法の施行施策によりオルタナティブ投資ファンド運用会社（AIFM）として認可されている。

ファンドへの言及は、文脈上適切な場合、ファンドのために行う管理会社を意味するものとする。管理会社は、フィデリティ・ファンズまたはフィデリティ・ファンズ2の対応するサブ・ファンド（「マスター・ファンド」）のクラスA投資証券を購入するため、各サブ・ファンドの受益証券の販売手取金を使用する。2024年10月31日現在、ファンドは2つのサブ・ファンドで構成されていた。

サブ・ファンドである世界割安成長株ファンドおよびその受益証券であるクラスA-ACC受益証券（米ドル建）は、2024年8月29日に運用を開始した。

日本円以外の通貨建のサブ・ファンドの純資産計算書は、中間期末現在の実勢為替レートで換算されている。

2. 重要な会計方針

財務書類は、投資信託に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して作成されている。

有価証券評価—マスター・ファンドの投資証券への投資は、当該クラスの取引通貨建で計算される直近の入手可能な純資産価格で評価されており、評価は独立した価格決定の内部資料に基づき行われている。

銀行およびブローカーにおける預金—銀行およびブローカーにおける預金は、額面価額で計上されている。

投資有価証券取引—マスター・ファンドにおける投資有価証券取引は、マスター・ファンドの購入日もしくは売却日に会計処理される。マスター・ファンドの売却原価の計算は、平均原価に基づいて行われる。

外国為替—ファンドの指定通貨は日本円である。取締役会によりサブ・ファンドの指定通貨が決定されている。2024年10月31日現在の資産および負債は、当該日の実勢為替レートで換算されている。当中間期中の外貨建取引はすべて、取引が行われた日の実勢為替レートでサブ・ファンドの指定通貨に換算される。

ファンド受益証券取引—サブ・ファンドの受益証券1口当たりの発行価格および買戻価格は、取引が行われた日の受益証券1口当たり純資産価格である。

収益—マスター・ファンドの配当金は、投資証券／受益証券が配当落ちの価格になった時に認識される。

連結勘定—連結財務書類は、ファンドの指定通貨である日本円で表示され、各サブ・ファンドの統合財務書類を表示している。日本円以外の通貨建のサブ・ファンドは、中間期末現在の為替レートで換算されている。

3. 管理会社またはその関係会社との取引

2024年10月31日に終了した中間会計期間中、管理会社は、ファンドに対して、管理事務業務、評価、記録保持または投資運用等、一定の業務を提供している。

ファンドを通じてのマスター・ファンドへの投資は、受益者にとって一定の手数料および費用の二重払いを引き起こす可能性がある。投資運用報酬の二重払いを回避するため、フィデリティ・ファンズおよびフィデリティ・ファンズ2に投資されるファンド資産に対しては投資運用報酬が課せられていない。

現在保有されるマスター・ファンドに関して、純資産価額の1.50%を上限とする投資運用報酬が適用されている。

マスター・ファンドの投資証券取得にあたり、ファンドは販売手数料を支払う義務を負わない。

フィデリティ・ファンズおよびフィデリティ・ファンズ2に対して提供されるサービスに関して管理会社またはその関係会社が得る手数料合計は、請求により入手可能なフィデリティ・ファンズおよびフィデリティ・ファンズ2の年次報告書に開示されている。

4. 費用

ファンドは、サブ・ファンドの活動に伴う銀行手数料を除き、いかなる手数料および／または費用も負担しない。その他の費用はすべて、管理会社によって負担される。

5. ファンドの税金

ファンドは、その純資産に対して年率0.05%の年次税が課せられ、日々発生し四半期毎に支払われる。ただし、ファンドは、当中間期中かかる税金の課税対象であるルクセンブルグで設立されたマスター・ファンドに投資された資産部分については、この税金を課せられない。

キャピタル・ゲイン、配当金および利息に関して、それらの発生国で源泉徴収されることがあり、かかる税金はファンドや受益者によって回収不能である。

6. 取引手数料

取引手数料は、通常、上場投資信託の売買の際にブローカーに支払われている手数料である。取引手数料は、投資有価証券取得原価に含まれている。2024年10月31日に終了した中間会計期間中、取引手数料は支払われなかった。

7. 投資変動明細表

当中間期中に発生した各投資対象の購入合計額および売却合計額を詳述する一覧表は、管理会社の登記上の事務所または当ファンドの販売会社として登録されている会社から無料で入手可能である。これは、通常利用するフィデリティ代理店に連絡し請求することにより入手可能である。

8. 証券金融取引規制

2024年10月31日現在、サブ・ファンドは、2017年1月13日に発効した証券金融取引規制指令の対象となる金融商品を保有していなかった。

9. 為替レート

2024年10月31日現在の対日本円の為替レートは、以下に記載されるとおりである。

通貨	為替レート
米ドル（U S D）	152.44

（２）投資有価証券明細表等

投資一覧表

2024年10月31日現在

世界割安成長株ファンド

	国・地域 コード	通貨	株数(口) または額面	時価 (米ドル)	純資産 比率(%)
公認の証券取引所への上場を認可された、または取引される証券 オープン・エンド型投資信託					
FF2 - Global Discovery Fund - A Shares (USD)	LU	米ドル	549,627	5,663,520	99.78
				5,663,520	99.78
投資有価証券合計（取得原価 5,777,717米ドル）				5,663,520	99.78
その他の資産および負債				12,720	0.22
純資産				5,676,240	100.00

地域別区分		
国・地域	国・地域	
	コード	純資産比率(%)
ルクセンブルグ	LU	99.78
現金およびその他純資産		0.22

インド・フォーカス・ファンド

	国・地域 コード	通貨	株数(口) または額面	時価 (米ドル)	純資産 比率(%)
公認の証券取引所への上場を認可された、または取引される証券 オープン・エンド型投資信託					
Fidelity Funds - India Focus Fund - A Shares (USD)	LU	米ドル	2,867,960	235,750,037	99.99
				235,750,037	99.99
投資有価証券合計（取得原価 147,499,683米ドル）				235,750,037	99.99
その他の資産および負債				14,940	0.01
純資産				235,764,977	100.00

地域別区分		
-------	--	--

国・地域	国・地域	
	コード	純資産比率(%)
ルクセンブルグ	LU	99.99
現金およびその他純資産		0.01

添付の財務書類注記は当財務書類の一部である。投資一覧表および地域別区分の純資産比率は、端数処理されている。

[次へ](#)

4 管理会社の概況

（１）資本金の額

2024年11月末日現在の発行済株式資本金は、50万ユーロ（約7,960万円）で、2024年11月末日現在全額払込済である。また、1株1,000ユーロ（159,200円）の額面で記名株式500株を発行済である。

直近5年間に於いて資本金の額の増減はない。

（注）ユーロの円貨換算は、便宜上、2024年11月29日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝159.20円）による。

（２）事業の内容及び営業の状況

管理会社の目的は、以下のとおりである。

- i. 指令2009/65/ECに規定する、譲渡性のある証券を投資対象とするルクセンブルグ国内外の一または複数の投資信託ならびにその他のルクセンブルグ国内外の投資信託に関して、投資信託に関する2010年12月17日法（改正済）別表IIに記載される管理運用業務の全部または一部（ポートフォリオ運用、管理および販売を含む。）を提供すること。
- ii. ルクセンブルグ国内外の投資信託に対し、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日のルクセンブルグの法律（改正済）（以下「2013年法」という。）第5条第2項および別紙Iに基づく管理運用業務の全部または一部（ポートフォリオ運用、リスク管理、管理、販売および投資信託の資産に関する活動を含む。）を提供すること。
- iii. ルクセンブルグ法に基づき設定された契約型投資信託および投資法人に関して管理会社として行為すること。

管理会社は、「AIFM規則」（2013年法および指令2003/41/ECおよび指令2009/65/ECならびに規則（EC）No.1060/2009および規則（EU）No.1095/2010を改正するオルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会指令2011/61/EU（以下「AIFMD」という。））ならびに適用除外、一般的な運用条件、保管受託銀行、レバレッジ、透明性および監督に関するAIFMDを補完する2012年12月19日付委員会委任規則（EU）No.231/2013（以下「レベルII規則」という。）等のAIFMDの施行施策により構成される。）によりオルタナティブ投資ファンド運用会社として認可されている。また、かかる地位において、管理会社は、AIFM規則の要件の遵守を確保する責任を負っており、特にファンドのポートフォリオ運用およびリスク管理を委託されている。管理会社は、AIFM規則の規定に従い、かかる規定の対象として、その職務を委託することができる。加えて、管理会社は、2013年法第8条第1項、第2項、第3項、第4項、第5項および第6項ならびに専門的な債務リスクの可能性に関連した（AIFMDの）レベルII規則第14条の規定の遵守を免除されている。管理会社は2013年法第8条第7項b）号を遵守するが、管理会社はまた、専門的過失に起因する潜在的な債務リスクを補填するために適切な自己資金を追加的に保有する。

管理会社は、ファンド資産の保管業務を保管受託銀行であるブラウン・ブラザーズ・ハリマン（ルクセンブルグ）エス・シー・エイに委託している。管理会社は、ファンドの登録および名義書換事務代行会社ならびに管理事務代行会社としても行為する。

2024年11月末日現在、管理会社は、4本の契約型投資信託（3本のルクセンブルグ籍オープン・エンド型アンブレラ型投資信託および1本のアイルランド籍オープン・エンド型アンブレラ型投資信託（サブ・ファンド間責任限定））および12本の会社型投資信託（3本のルクセンブルグ籍オープン・エンド型アンブレラ型変動資本型投資法人、3本のルクセンブルグ籍プライベート・アセット・ファンド（株式有限責任会社型パートナーシップ）、5本のアイルランド籍オープン・エンド型アンブレラ型変動資本型投資法人（サブ・ファンド間責任限定）および1本のアイルランド籍アンブレラ型変動資本型投資法人（サブ・ファンド間責任限定））を管理している。

その純資産額は、186,675,563,079米ドルである。

管理会社はファンドの受益者が公平に扱われることを確保する。同一のサブ・ファンド内の同一のクラスに係る各受益証券は、同一の権利と義務を伴う。そのため、同一のサブ・ファンド内の同

一のクラスの受益証券を保有する受益者は、すべて平等に扱われることが確保されている。管理会社（またはその委託先のいずれか）は、ある投資家に対して、他の投資家にとって全体として著しく不利となる結果を招くと管理会社が正当に判断する有利な待遇を付与する契約を締結することはない。

（３）その他

2025年1月31日前6か月以内において、訴訟事件その他管理会社に重要な影響を及ぼした事実および重要な影響を及ぼすことが予想される事実はない。

[次へ](#)

5 管理会社の経理の概況

- a. 管理会社の直近事業年度の日本語の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」（平成5年大蔵省令第22号。その後の改正を含む。）に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。その後の改正を含む。）第328条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. 管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるプライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーポラティブから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c. 管理会社の原文の財務書類は、ユーロで表示されている。日本語の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、2024年11月29日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝159.20円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

[次へ](#)

（１）資産及び負債の状況

F I L・インベストメント・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ

貸借対照表

2023年12月31日現在

（ユーロで表示）

	注記	2023年		2022年	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
資産					
固定資産					
無形資産					
有償取得のれん	3, 2.2	773,730	123,178	1,031,640	164,237
流動資産					
債権	2.3				
－ 1年以内に期限の到来する					
売上債権	4	13,960,241	2,222,470	12,741,536	2,028,453
－ 1年以内に期限の到来する					
関連会社からの未収金	2.4, 5	9,528,433	1,516,927	8,711,626	1,386,891
－ 1年以内に期限の到来する					
その他の債権		464,490	73,947	—	—
投資証券等					
その他の投資証券等	2.5, 6	37,995,125	6,048,824	56,215,409	8,949,493
銀行預金および手許金		1,436,293	228,658	1,691,369	269,266
		63,384,582	10,090,825	79,359,940	12,634,102
前払費用	2.6	87,696	13,961	88,198	14,041
資産合計		64,246,008	10,227,964	80,479,778	12,812,381
資本、準備金および負債					
資本および準備金					
払込資本	7	500,000	79,600	500,000	79,600
資本剰余金勘定	8	6,000,000	955,200	26,000,000	4,139,200
準備金					
－法定準備金	9, 10	50,000	7,960	50,000	7,960
－公正価値準備金を含むその他の準備金	10				
－その他の配当不能準備金	11	1,072,720	170,777	654,125	104,137
繰越損益	10	28,251,525	4,497,643	20,961,689	3,337,101
当期損益		6,816,159	1,085,133	7,708,431	1,227,182
		42,690,404	6,796,312	55,874,245	8,895,180
引当金	2.7				
その他の引当金	12	1,120,205	178,337	1,319,924	210,132
買掛金	2.8				
－ 1年以内に支払期限の到来する					
買掛金	13	7,307,171	1,163,302	7,963,239	1,267,748
－ 1年以内に支払期限の到来する					
関連会社に対する未払金	2.4, 5	11,773,267	1,874,304	13,580,431	2,162,005
その他の買掛金					
－税務当局	14	139,121	22,148	660,962	105,225
－社会保障当局		1,215,840	193,562	943,337	150,179
－ 1年以内に支払期限の到来する		—	—	137,640	21,912
その他の買掛金					
		20,435,399	3,253,316	23,285,609	3,707,069
資本、準備金および負債合計		64,246,008	10,227,964	80,479,778	12,812,381

添付の注記は当財務書類の一部である。

（２）損益の状況

F I L・インベストメント・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ

損益計算書

2023年12月31日に終了した事業年度

（ユーロで表示）

	注記	2023年		2022年	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
純売上高	2.9,15	115,542,000	18,394,286	111,773,939	17,794,411
その他の営業収益		—	—	212,049	33,758
その他の外部費用	16	(95,858,451)	(15,260,665)	(92,516,481)	(14,728,624)
人件費	17				
－賃金・給料		(9,860,203)	(1,569,744)	(7,242,580)	(1,153,019)
－社会保障費					
i. 年金関連		(584,255)	(93,013)	(322,553)	(51,350)
ii. その他の社会保障費		(1,161,063)	(184,841)	(948,598)	(151,017)
－その他の人件費		(154,320)	(24,568)	(158,680)	(25,262)
		(11,759,841)	(1,872,167)	(8,672,411)	(1,380,648)
評価調整					
－創業費、有形固定資産および無形固定資産にかかる評価調整	3	(257,910)	(41,059)	(257,910)	(41,059)
その他の受取利息および類似する収益					
－その他の利息および類似する収益		633,395	100,836	44,944	7,155
支払利息および類似する費用					
－その他の利息および類似する費用		(3,047)	(485)	(388,846)	(61,904)
損益に対する課税	18	(1,479,987)	(235,614)	(2,486,853)	(395,907)
税引後損益		6,816,159	1,085,133	7,708,431	1,227,182
上記項目に含まれないその他の税		—	—	—	—
当期損益		6,816,159	1,085,133	7,708,431	1,227,182

添付の注記は当財務書類の一部である。

F I L・インベストメント・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ

財務書類に対する注記

2023年12月31日現在

注1 一般情報

F I L・インベストメント・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ（以下「当社」という。）は、存続期間を限定せずルクセンブルグの法律に従って株式会社（Société Anonyme）として2002年8月14日に設立され、その登記上の事務所はルクセンブルグ市に設置されている。

当社の当初の目的は、フィデリティ・ワールド・ファンズとして知られる投資信託の組成、管理事務および管理運用であり、またその分割されない共有持分を証明する証明書または確認書の発行であった。取締役会は、その後新たなファンドの設定を承認し、当社は、日興 フィデリティ・グローバル・セレクション（2002年12月13日設定）の管理運用も行っていた。

2011年6月22日、当社の臨時株主総会において、当社の定款の改訂（2011年7月1日発効）が承認された。主要な変更は、当社の目的を「投資信託に関する2010年12月17日法（2010年法）第101条第2項の意味する範囲における管理運用を行うことであり、契約型投資信託の設定、運営、管理および販売を含むがこれらに限られない。」に修正することであった。この変更により、2011年7月1日にフィデリティ・アクティブ・ストラテジー S I C A V、ならびに2012年6月1日にフィデリティ・ファンズ S I C A V に関して当社が U C I T S I V に基づく管理会社になることが可能となった。

オルタナティブ投資ファンド運用会社（以下「A I F M」という。）に関する2014年7月22日付指令に基づく当社の承認後、F I L・インベストメント・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイは、2014年7月22日付でフィデリティ・インターナショナル・リアル・エステート・ファンドの管理責任を負った。2016年10月1日、フィデリティ・インターナショナル・リアル・エステート・ファンドーUKリアル・エステート・ファンドは、フィデリティUKリアル・エステート・ファンドに移管され、その時点で当該ファンドのA I F Mとしての責任は、F I Lインベストメント・サービスズ（英国）リミテッドに移った。当社は、引き続きユーロ圏リアル・エステート・ファンドの管理会社として存続している。

当社は、2022年4月13日に、当社の最終持株会社であるF I Lリミテッドから、アイルランド籍の管理会社で、フィデリティ・インターナショナルの一連のアイルランドのファンドを担当するF I Lファンド・マネジメント（アイルランド）リミテッド（以下「F F M I L」という。）の株式の100%を、27.4百万ユーロで取得した。F F M I Lの資産、負債および活動は、その後、当社に吸収され、被合併会社の会計上の処理を目的として、クロスボーダーの簡易合併により、2022年6月1日に、2022年1月1日を効力発生日として、新規のアイルランド支店に移管された。したがって、それ以降、当社はフィデリティ・インターナショナルの以下の一連のアイルランドのファンドを担当している。

名称	法的形態
フィデリティ・インスティテューショナル・リクイデティ・ ファンド・ピーエルシー	U C I T S
フィデリティ・インスティテューショナル・ ヴァリアブル・キャピタル・カンパニー・ファンド・ピーエルシー	U C I T S
フィデリティ・コモン・コントラクチュアル・ファンド	U C I T S
フィデリティ・コモン・コントラクチュアル・ファンドII	U C I T S
フィデリティU C I T S I C A V	U C I T S
フィデリティU C I T S II I C A V	U C I T S
フィデリティ・クオリファイイング・インベスター・ファンズ・ピーエルシー	A I F

当期事業年度中、当社は3つの新しいファンドを設定した。

名称	法的形態	所在地
フィデリティ・ヨーロピアン・リアル・エステート・ クライメイト・インパクト・ファンド SCA SICA V-SIF	AIF	ルクセンブルグ
フィデリティ・ヨーロピアン・ダイレクト・レンディ ング・ファンド SCSP	AIF	ルクセンブルグ
フィデリティ・ファンズ2 SICAV	UCITS	ルクセンブルグ

当社は、2018年10月1日以降、直接の親会社であるF I Lホールディングス（ルクセンブルグ）エス・エイおよびF I L（ルクセンブルグ）エス・エイと共に付加価値税グループの一部である。

当社は、当社が間接的の子会社としてその一部である最大の組織を形成するF I Lリミテッドの連結財務書類に含まれている。当該会社の登記上の事務所は、バミューダ、HM 19、ハミルトン、ペンブローク、クロウ・レーン42番地、ペンブローク・ホールに所在する。

更に、当社は、当社が直接的の子会社としてその一部である最小の組織を形成するF I Lホールディングス（ルクセンブルグ）エス・エイの連結財務書類に含まれている。当該会社の登記上の事務所は、ルクセンブルグ L-1246、アルバート・ボルシェット通り 2 aに所在する。当該住所においてその連結財務書類は入手可能である。

注2－重要な会計方針の要約

財務書類は、継続会計基準により、取得原価主義に基づきルクセンブルグの法令上の要件に準拠して作成されている。会計方針および評価は、2002年12月19日法（改正済）によって定められている以外は、取締役会によって決定され適用される。

財務書類の作成は、一定の会計上の見積りの使用を必要とし、会計方針の適用の際に経営陣が判断を下すことを必要とする。仮定における変更は、変更が行われる期間の財務書類に重大な影響を及ぼす場合がある。経営陣は、仮定が適切であり、従って、財務書類が財政状態および結果を公正に提示していると判断する。

経営陣は、次期事業年度の資産および負債の報告額に影響を与える見積りおよび仮定を作成する。これらの見積りおよび仮定は、継続的に評価され、過去の経験および現状合理的と考えられる将来の事象の予想を含むその他の要因に基づく。

当社の重要な会計方針は、以下のように要約される。

2.1 外貨換算

当社の機能通貨および報告通貨は、ユーロ（EUR）である。外貨建取引は、当初、当該取引日現在の実勢為替レートで計上される。

外国通貨建金融資産（負債を除く。）は、貸借対照表日の実勢為替レートで再換算される。換算による未実現為替損失は、当期の純損益に計上される。為替利益は、実現主義に基づき損益計算書に計上される。

2.2 無形資産

無形資産は、取得費用を含む購入価格で評価される。無形資産は、見積耐用年数にわたり、定額法によって5年間で償却される。

取得時に発生するのれんは、取得した純資産の公正価値に対する取得対価の公正価値の超過金額を表している。のれんは資産計上され、便益を得ると予想される期間である5年間で償却される。取締役会は、各事業年度ののれんの帳簿価額を評価し、減損が生じて帳簿価額を回収できないかどうかを判断する。帳簿価額が回収可能価額を超過すると判断された場合には、超過額は損益勘定に振り替えられる。

2.3 債権

債権は、額面価額で評価され、回収が危ぶまれる場合に評価調整を課せられる。かかる評価調整は、評価調整が行われている理由が適用されなくなった場合には、継続されない。

2.4 関連会社からの未収金／関連会社に対する未払金

貸借対照表における金額は、F I Lリミテッド・グループの方針に基づき純額で決済されている範囲において、取引相手方別に純額で表示されている。

2.5 その他の投資証券等

その他の投資証券等は、購入価格（付帯する費用を含む。）または年次財務書類が作成される通貨で表示される時価のいずれか低い価格で評価される。評価調整は、時価が購入価格より低い場合に計上される。かかる評価調整は、評価調整が行われている理由が適用されなくなった場合には、継続されない。

時価は、証券取引所に上場されているかまたはその他の規制ある市場で取引されている譲渡性証券に関しては、評価日における入手可能な最終の取引値に相当する。

2.6 前払費用

当該資産項目には、当期事業年度に発生したが次期事業年度中に関連する費用が含まれている。

2.7 引当金

債務引当金は、明らかに定義される性質を有し、貸借対照表日現在発生することが予想されるかまたは発生することが確実であるが、その金額または発生日時が不確かな性質を有する損失または債務を補填することを意図するものである。

2.8 買掛金

買掛金は、その返済価額で計上される。返済金額が受領金額より大きい場合、差額は資産として表示され、線形法に基づき債務の期間にわたり償却される。

2.9 純売上高

純売上高は、フィデリティのルクセンブルグに所在するファンドの監督、管理運用および管理事務から得られる金額（売上高に直結する払戻し、付加価値税およびその他の税金を控除後）で構成される。

注3－無形資産

当事業年度中の変動は以下のとおりである。

	有償取得のれん
	ユーロ
2023年1月1日現在の帳簿価額総額	1,289,550
当期追加	—
2023年12月31日現在の帳簿価額総額	1,289,550
2023年1月1日現在の累積評価調整	(257,910)
当期割当て	(257,910)
2023年12月31日現在の累積評価調整	(515,820)
2023年12月31日現在の帳簿価額純額	773,730
2022年12月31日現在の帳簿価額純額	1,031,640

当社は、2022年4月13日に、F I Lファンド・マネジメント（アイルランド）リミテッド（以下「F F M I L」という。）の株式の100%を、27.4百万ユーロで取得した。F F M I Lの純資産は、その後、クロスボーダーの簡易合併により、会計上の目的で遡及的効力発生日を2022年1月1日として2022年6月1日に当社に吸収され、のれんは1.3百万ユーロとなった。のれんは定額法によって5年間で償却される。

注4－売上債権

売上債権は、主に当社が管理運用するファンドのために支払った発生済みの管理報酬および関連する再請求可能費用に関するファンドからの未収金により構成される。

注5－関連会社からの未収金／関連会社に対する未払金

関連会社からの未収金は、主に投資信託の管理事務、管理運用および監督に関するF I LリミテッドおよびF I Lファンド・マネジメント・リミテッドからの未収金により構成されている。

関連会社に対する未払金は、主にファンド証券の販売に関連してF I Lディストリビューターズに対し支払うべき未払金、副投資顧問業務に関連してF I Lインベストメント・インターナショナルに対し支払うべき未払金およびアイルランド支店に提供されるサービスについてF I Lトランザクション・サービス・リミテッドに対し支払うべき未払金により構成されている。

注６－その他の投資証券等

当社は、2023年および2022年に、現金残高の一部を、機会をとらえて一時的にモルガン・スタンレー・リクイデティ・ファンド・ピーエルシー・ユーロ・リクイデティ・ファンド・インスティテューショナル・アキュムレーション・シェアーズ・ファンドおよびブラックロック・アイシーエス・ユーロ・リクイデティ・ファンドに投資した。

注７－払込資本

当社の授權かつ発行済株式資本は、１株当たり1,000ユーロの全額払込済の普通株式500株に分けられた500,000ユーロである。

	株数	ユーロ
2022年12月31日および2023年12月31日現在	500	500,000

注８－資本剰余金勘定

当社の資本剰余金勘定は、以下のとおりである。

	ユーロ
2023年１月１日現在	26,000,000
資本の払戻し	(20,000,000)
2023年12月31日現在	6,000,000

当社は、2023年９月１日に、当社の直接の親会社であるF I Lホールディングス（ルクセンブルグ）エス・エイに対して20.0百万ユーロの資本剰余金を払い戻した。

注９－法定準備金

ルクセンブルグの会社法に準拠して、当社は各事業年度の純利益の最低５％を、株主に分配することができない法定準備金に振替えることを要求されている。この義務は、法定準備金の残高が発行済株式資本の10％に達すると必要でなくなる。

注10－準備金および損益項目の期中増減

2023年12月31日に終了した事業年度の増減は、以下のとおりであった。

	法定準備金	その他の準備金	繰越利益	当期利益
	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ
2022年12月31日現在	50,000	654,125	20,961,689	7,708,431
期中増減：				
－前期利益の割当て	—	—	7,708,431	(7,708,431)
－その他の増減：資産税（富裕税）	—	418,595	(418,595)	—
－当期利益	—	—	—	6,816,159
2023年12月31日現在	50,000	1,072,720	28,251,525	6,816,159

純利益の割当ては、2023年6月30日開催の年次総会において承認され、資産税（富裕税）準備金への割当ては、2023年12月21日付の株主決議によって承認された。

注11－その他の配当不能準備金

当社は、ルクセンブルグの資産税（富裕税）法第8 a項に従い、その資産税（富裕税）債務を減少させた。当社は、資産税の減少金額の5倍に相当する金額を分配不能の準備金に割り当てた。この準備金は、割当て後5年間分配することができない。

注12－その他の引当金

その他の引当金は、スタッフ向けの奨励制度に関連している。

注13－買掛金

買掛金は、主に支払利息により構成される。

注14－税務当局

当社は、ルクセンブルグおよびアイルランドにおいて適用される税法に服する。ルクセンブルグの税務当局は、法人税および資産税（富裕税）に関する2015年までの事業年度に関する査定を発行している。

注15－純売上高

純売上高は、以下のものにより構成されている。

	2023年	2022年
	ユーロ	ユーロ
管理報酬	62,640,729	57,151,068
払戻し	(4,287,051)	(2,204,360)
管理事務報酬	57,188,322	56,827,231
	115,542,000	111,773,939

すべての売上高は、ルクセンブルグおよびアイルランドで行われた活動によるものである。

注16—その他の外部費用

その他の外部費用には、以下のものが含まれる。

	2023年	2022年
	ユーロ	ユーロ
副投資顧問報酬	42,864,910	36,515,751
トレーラー・フィー	2,416,786	4,330,697
販売報酬	16,915,052	13,065,250
専門家報酬	8,023,208	6,970,649
所在地事務報酬および管理事務報酬	13,191,660	17,214,366
ファンド経費	314,076	305,117
保管報酬	10,274,676	10,080,112
その他	1,858,083	4,034,539
	95,858,451	92,516,481

注17—従業員および監督部門に関する詳細

17.1 スタッフ

当社は、当事業年度に平均96名の正社員を雇用しており、以下のとおりカテゴリー毎に分類される。

	2023年	2022年
管理職	—	—
従業員	96	70
	96	70

当社の管理職は、F I Lリミテッド・グループに属するその他の会社によって雇用されており、関連費用は当社に対して請求され、注16「その他の外部費用」中において「所在地事務報酬および管理事務報酬」として開示されている。

17.2 経営陣および監督部門のメンバーに付与される報酬ならびに元メンバーの退職年金に関する契約債務

当事業年度において、77,630ユーロ（2022年：39,321ユーロ）が非業務執行取締役役に支払われた。当社が直接支払を行ったか、または当社に請求書が送付されたか（その他の外部費用として開示されている。）にかかわらず、日々の運営責任に関して支払われた給料以外に、当社またはF I Lリミテッド・グループのその他の会社によって雇用された経営陣または監督メンバーに付与された報酬はない。当社にはまた、2022年および2023年12月31日現在、かかる部門の元メンバーの退職年金に関する契約債務はない。

17.3 経営陣および監督部門のメンバーに付与される前払金およびローン

2022年12月31日および2023年12月31日に終了した事業年度中において、かかるメンバーに付与された前払金およびローンはない。

注18—収益税

当社は、2015年7月1日より効力を発生した連結税務制度に基づき、F I Lホールディングス（ルクセンブルグ）エス・エイと連結税務を形成した。これにより、各社のルクセンブルグ所得税債務は連結される予定である。その結果、当事業年度の1,738,535ユーロ（2022年：2,486,853ユーロ）の負債は、「1年以内に期限の到来する関連会社からの未収金」に含まれる。

経済協力開発機構（O E C D）は、2021年12月に、大規模多国籍企業が最低レベルの税金を支払うことを確保することを目的とした第2の柱モデルルールを公表した。ルクセンブルグでは、2023年に法案第8292号の下で第2の柱に関する法律が制定され、2024年1月1日に施行された。当社は、第2の柱に関する法律が施行される最初の会計期間における第2の柱に関する法律に対するエクスポージャーを評価中であるが、経営陣は、当社および支店の税負担に重大な影響はないと見積もっている。報告日現在、第2の柱に関する法律は施行されていなかったため、当期において、当社および支店に係る税務上のエクスポージャーはない。当社は、第2の柱にかかる所得税に関連する繰延税金資産および繰延税金負債の認識および情報の開示について、例外規定を適用している。

注19－後発事象

当社は、2024年2月26日に、F H L U Xに対し利益剰余金から5.0百万ユーロの配当を支払った。

[次へ](#)

FIL Investment Management (Luxembourg) S.A.

Balance sheet as at 31 December 2023

	Note(s)	2023 EUR	2022 EUR
ASSETS			
Fixed assets			
Intangible assets			
Goodwill, to the extent that it was acquired for valuable consideration	3, 2.2	773,730	1,031,640
Current assets			
Debtors			
Trade debtors	2.3		
- becoming due and payable within one year	4	13,960,241	12,741,536
Amounts owed by affiliated undertakings			
- becoming due and payable within one year	2.4, 5	9,528,433	8,711,626
Other debtors			
- becoming due and payable within one year		464,490	—
Investments			
Other investments	2.5, 6	37,995,125	56,215,409
Cash at bank and in hand		1,436,293	1,691,369
		63,384,582	79,359,940
Prepayments	2.6	87,696	88,198
Total Assets		64,246,008	80,479,778

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

FIL Investment Management (Luxembourg) S.A.

Balance sheet as at 31 December 2023

	Note(s)	2023 EUR	2022 EUR
CAPITAL, RESERVES AND LIABILITIES			
Capital and reserves			
Subscribed capital	7	500,000	500,000
Share premium account	8	6,000,000	26,000,000
Reserves			
Legal reserve	9, 10	50,000	50,000
Other reserves, including the fair value reserve	10		
- other non available reserves	11	1,072,720	654,125
Profit or loss brought forward	10	28,251,525	20,961,689
Profit or loss for the period / financial year		6,816,159	7,708,431
		<u>42,690,404</u>	<u>55,874,245</u>
Provisions			
Other provisions	12	1,120,205	1,319,924
Creditors			
Trade creditors			
- becoming due and payable within one year	13	7,307,171	7,963,239
Amounts owed to affiliated undertakings			
- becoming due and payable within one year	2.4, 5	11,773,267	13,580,431
Other creditors			
Tax authorities	14	139,121	660,962
Social security authorities		1,215,840	943,337
Other creditors			
- becoming due and payable within one year		—	137,640
		<u>20,435,399</u>	<u>23,285,609</u>
Total Capital, Reserves and Liabilities			
		<u>64,246,008</u>	<u>80,479,778</u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

FIL Investment Management (Luxembourg) S.A.

Profit and loss account for the year ended 31 December 2023

	Note(s)	2023 EUR	2022 EUR
Net turnover	2.9, 15	115,542,000	111,773,939
Other operating income		—	212,049
Other external expenses	16	(95,858,451)	(92,516,481)
Staff costs	17		
- Wages and salaries		(9,860,203)	(7,242,580)
- Social security costs			
i. relating to pensions		(584,255)	(322,553)
ii. other social security costs		(1,161,063)	(948,598)
- Other staff costs		(154,320)	(158,680)
		<u>(11,759,841)</u>	<u>(8,672,411)</u>
Value adjustments			
- In respect of formation expenses and of tangible and intangible fixed assets	3	(257,910)	(257,910)
Other interest receivable and similar income			
- Other interest and similar income		633,395	44,944
Interest payable and similar expenses			
- Other interest and similar expenses		(3,047)	(388,846)
Tax on profit or loss	18	(1,479,987)	(2,486,853)
Profit or loss after taxation		6,816,159	7,708,431
Other taxes not shown under previous items		—	—
Profit or loss for the financial year		6,816,159	7,708,431

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

FIL Investment Management (Luxembourg) S.A.

Notes to the annual accounts as at 31 December 2023

Note 1 - General information

FIL Investment Management (Luxembourg) S.A. (the “Company”) was incorporated on 14 August 2002 as a Société Anonyme under the laws of Luxembourg for an unlimited period with its registered office established in Luxembourg city.

The original purpose of the Company was the creation, administration and management of a mutual investment fund known as Fidelity World Funds FCP and the issue of certificates or statements of confirmation evidencing undivided co-proprietorship interests therein. The Board of Directors has since then approved the launch of further FCPs, and consequently the Company also managed the Fidelity Nikko Global Selection FCP (launched 13 December 2002).

On 22 June 2011 an Extraordinary Meeting of the Company's shareholders approved amendments to the Company's Articles of Association with effect from 1 July 2011. The principal change was to amend the purpose of the Company to “management within the meaning of Article 101(2) of the Law of 17 December 2010 relating to undertakings for collective investment (the “2010 Law”), including but not limited to the creation, administration, management, and marketing of undertakings for collective investment”. This change permitted the Company to become the UCITS IV management company for the Fidelity Active Strategy SICAV on 1 July 2011 and for the Fidelity Funds SICAV on 1 June 2012.

Following the Company's approval under the Alternative Investment Fund Managers (“AIFM”) Directive on 22 July 2014, FIL Investment Management (Luxembourg) S.A. took responsibility for the management of the Fidelity International Real Estate Fund with effect from 22 July 2014. On 1 October 2016 the Fidelity International Real Estate Fund - UK Real Estate Fund was contributed into the Fidelity UK Real Estate Fund, at which point responsibility as AIFM for that fund passed to FIL Investment Services (UK) Limited. The Company remains the management company for the Eurozone Real Estate Funds.

The Company acquired 100% of the share capital of FIL Funds Management (Ireland) Limited (“FFMIL”), an Irish domiciled management company responsible for Fidelity International's Irish fund range, from FIL Limited, the Company's ultimate holding company, on 13 April 2022 for €27.4m. The assets, liabilities and activities of FFMIL were subsequently absorbed by the Company and transferred to a new Irish branch under a simplified cross border merger on 1 June 2022, with an effective date of 1 January 2022 for the purpose of accounting for the merged company. Since that date the Company has therefore been responsible for Fidelity International's Irish fund range consisting of:

Name	Legal form
Fidelity Institutional Liquidity Fund plc	UCITS
Fidelity Institutional Variable Capital Company Fund plc	UCITS
Fidelity Common Contractual Fund	UCITS
Fidelity Common Contractual Fund II	UCITS
Fidelity UCITS ICAV	UCITS
Fidelity UCITS II ICAV	UCITS
Fidelity Qualifying Investor Funds plc	AIF

During the year, the Company launched three new funds:

Name	Legal form	Domiciliation
Fidelity European Real Estate Climate Impact Fund SCA SICAV-SIF	AIF	Luxembourg
Fidelity European Direct Lending Fund SCSp	AIF	Luxembourg
Fidelity Funds 2 SICAV	UCITS	Luxembourg

The Company has since 1 October 2018 been part of a VAT group with its immediate parent, FIL Holdings (Luxembourg) S.A., and FIL (Luxembourg) S.A..

The Company is included in the consolidated accounts of FIL Limited forming the largest body of undertakings of which the Company forms a part as an indirect subsidiary undertaking. The registered office of that company is located at Pembroke Hall, 42 Crow Lane, Pembroke, Hamilton, HM 19, Bermuda.

In addition, the Company is included in the consolidated accounts of FIL Holdings (Luxembourg) S.A. forming the smallest body of undertakings of which the Company forms part as a direct subsidiary undertaking. The registered office of that company is located at 2a, rue Albert Borschette, L-1246 Luxembourg, where its consolidated accounts are available.

Note 2 - Summary of significant accounting policies

The annual accounts have been prepared on a going concern basis and in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements under the historical cost convention. Accounting policies and valuation are, besides the ones laid down by the Law of 19 December 2002 as amended, determined and applied by the Board of Directors.

The preparation of annual accounts requires the use of certain accounting estimates, and requires management to apply judgement in applying the accounting policies. Changes in assumptions may have a significant impact on the annual accounts in the period in which the change is made. Management believes that the assumptions are appropriate and that the annual accounts therefore present the financial position and results fairly.

Management makes estimates and assumptions that affect the reported amounts of assets and liabilities in the next financial year. These estimates and assumptions are continually evaluated and are based on historical experience and other factors, including expectations of future events which are believed to be reasonable under the circumstances.

The principal accounting policies of the Company are summarised below.

2.1 Foreign currency translation

The functional and reporting currency of the Company is the Euro (“EUR”). Transactions denominated in foreign currencies are initially recorded at the rates of exchange prevailing at the dates of the transactions.

Monetary assets except liabilities denominated in foreign currencies are retranslated at the rates prevailing on the balance sheet date and unrealised losses arising on exchange are included in the net profit or loss for the year. Exchange gains are recorded in the profit and loss account on realisation.

2.2 Intangible assets

Intangible assets are valued at purchase price together with any incidental expenses of acquisition. They are depreciated over their estimated useful economic lives on a straight-line basis over 5 years.

Goodwill arising on acquisitions represents the excess of the fair value of consideration given over the fair value of the net assets acquired. It is capitalised and amortised over a period of 5 years, being the period expected to benefit. The Board of Directors evaluates the carrying value of goodwill in each financial year to determine if there has been an impairment in value, which would result in the inability to recover the carrying amount. When it is determined that the carrying value exceeds the recoverable amount, the excess is written off to the profit and loss account.

2.3 Debtors

Debtors are valued at their nominal value, subject to value adjustments where their recovery is compromised. These value adjustments are not continued if the reasons for which the value adjustments were made have ceased to apply.

2.4 Amounts owed by / to affiliated undertakings

The amounts on the balance sheet are shown net by counterparty to the extent that they are settled net under FIL Limited group policy.

2.5 Other investments

Other investments are valued at the lower of purchase price, including expenses incidental thereto, and market value expressed in the currency in which the annual accounts are prepared. A value adjustment is recorded where the market value is lower than the purchase price. These value adjustments are not continued if the reasons for which the value adjustments were made have ceased to apply.

The market value corresponds to the latest available quote on the valuation day for transferable securities listed on a stock exchange or traded on another regulated market.

2.6 Prepayments

This asset item includes expenditure incurred during the financial year but relating to a subsequent financial year.

2.7 Provisions

Provisions for liabilities and charges are intended to cover losses or debts the nature of which is clearly defined and which, at the date of the balance sheet are either likely to be incurred or certain to be incurred but uncertain as to their amount or as to the date on which they will arise.

2.8 Creditors

Creditors are recorded at their reimbursement value. When the amount repayable on account is greater than the amount received, the difference is shown as an asset and is written off over the period of the debt based on a linear method.

2.9 Net turnover

Net turnover consists of amounts derived from the oversight, management and administration of Fidelity's Luxembourg domiciled funds, after deductions of rebates, value added tax and other taxes directly linked to the turnover.

Note 3 - Intangible assets

The movements during the year are as follows:

	Goodwill acquired for consideration EUR
Gross book value as at 1 January 2023	1,289,550
Additions for the year	-
Gross book value as at 31 December 2023	1,289,550
Accumulated value adjustments as at 1 January 2023	(257,910)
Allocations for the year	(257,910)
Accumulated value adjustments as at 31 December 2023	(515,820)
Net book value as at 31 December 2023	773,730
Net book value as at 31 December 2022	1,031,640

On 13 April 2022 the Company acquired 100% of the share capital of FIL Fund Management (Ireland) Limited (“FFMIL”) for €27.4m. The net assets of FFMIL were subsequently absorbed by the Company on 1 June 2022 in a simplified cross border merger, with a retrospective effective date for accounting purposes of 1 January 2022, resulting in goodwill of €1.3m. The goodwill is being amortised on a straight line basis over five years.

Note 4 - Trade debtors

Trade debtors consist principally of amounts due from the funds managed by the Company relating to accrued management fees and relevant rechargeable expenses paid on behalf of the fund by the Company.

Note 5 - Amounts owed by / to affiliated undertakings

Amounts owed by affiliated undertakings consists mainly of amounts due from FIL Limited and FIL Fund Management Limited relating to the administration, management and oversight of investment funds.

Amounts owed to affiliated undertakings consists mainly of amounts due to FIL Distributors relating to distribution of the funds, FIL Investments Internation relating to sub-advisory services, and to FIL Transaction Services Limited for services rendered to the Irish branch.

Note 6 - Other investments

The Company has taken the opportunity in 2023 and 2022 to invest part of its cash balances in the Morgan Stanley Liquidity Fund PLC – Euro Liquidity Fund Institutional Accumulation Shares fund on a renewable basis and in the BlackRock ICS Euro Liquidity Fund.

Note 7 - Subscribed capital

The authorised and issued share capital of the Company amounts to €500,000 divided into 500 ordinary shares of €1,000 each, fully paid up:

	Number	EUR
As at 31 December 2022 and 31 December 2023	500	500,000

Note 8 - Share premium account

The Company's share premium account is as follows:

	EUR
As at 1 January 2023	26,000,000
Return of capital	(20,000,000)
As at 31 December 2023	6,000,000

On 1 September 2023 the Company returned €20.0m of share premium to FIL Holdings (Luxembourg) S.A., its immediate parent.

Note 9 - Legal reserve

In accordance with Luxembourg company law, the Company is required to transfer a minimum of 5% of its net profit for each financial year to a legal reserve which is not available for distribution to the shareholders. This requirement ceases to be necessary once the balance on the legal reserve reaches 10% of the subscribed capital.

Note 10 - Movements for the year on reserves and profit and loss items

The movements for the year ended 31 December 2023 were as follows:

	Legal reserve	Other reserves	Profit brought forward	Profit for the period
	EUR	EUR	EUR	EUR
As at 31 December 2022	50,000	654,125	20,961,689	7,708,431
Movements for the period:				
- Allocation of previous year's profit	-	-	7,708,431	(7,708,431)
- Other movements: net wealth tax	-	418,595	(418,595)	-
- Profit for the year	-	-	-	6,816,159
As at 31 December 2023	50,000	1,072,720	28,251,525	6,816,159

The allocation of net profit was approved at the Annual General Meeting held on 30 June 2023, and the allocation to net wealth tax reserve was approved by Shareholder resolution on 21 December 2023.

Note 11 - Other non available reserves

The Company has reduced its Net Wealth Tax liability in accordance with Paragraph 8a of the Luxembourg Net Wealth Tax law. The Company allocated under non-distributable reserves an amount corresponding to five times the amount of the reduction of Net Wealth Tax. This reserve is unavailable for distribution for five years after its allocation.

Note 12 - Other provisions

Other provisions relates principally to staff incentive schemes.

Note 13 - Trade creditors

Trade creditors consists principally of rebates payable.

Note 14 - Tax authorities

The Company is subject to tax law applicable in Luxembourg and in Ireland. The Luxembourg tax authorities have issued assessments for the years up to and including 2015 for corporate taxes and Net Wealth Tax.

Note 15 - Net turnover

Net turnover consists of:

	2023	2022
	EUR	EUR
Management fees	62,640,729	57,151,068
Rebates	(4,287,051)	(2,204,360)
Administration fees	57,188,322	56,827,231
	115,542,000	111,773,939

All turnover is derived from activities performed in Luxembourg and Ireland.

Note 16 - Other external expenses

Other external expenses include:

	2023	2022
	EUR	EUR
Sub-advisory fees	42,864,910	36,515,751
Trailer fees	2,416,786	4,330,697
Distribution fees	16,915,052	13,065,250
Professional fees	8,023,208	6,970,649
Domiciliation and administration fees	13,191,660	17,214,366
Fund expenses	314,076	305,117
Custody fees	10,274,676	10,080,112
Other	1,858,083	4,034,539
	95,858,451	92,516,481

Note 17 - Details related to employees and to supervisory bodies**17.1 Staff**

The Company employed an average of 96 full time persons during the year broken down by category as follows:

	2023	2022
Managers	-	-
Employees	96	70
	96	70

The Company's managers are employed by other companies in the FIL Limited group and relevant costs charged to the Company and disclosed in Note 16 in Other external expenses under the heading “Domiciliation and administration fees”.

17.2 Emoluments granted to the members of the management and supervisory bodies and commitments in respect of retirement pensions for former members of those bodies

During the year €77,630 has been paid to non-executive directors (2022: €39,321). No remuneration has been granted to management or supervisory members employed by the Company or by other FIL Limited group companies other than salaries paid for their day to day operational responsibilities, whether directly by the Company or invoiced to the Company (disclosed under Other external expenses). The Company also has no commitment in respect of retirement pensions for former members of those bodies as at 31 December 2023 and 2022.

17.3 Advances and loans granted to the members of the management and supervisory bodies

During the years ended 31 December 2023 and 31 December 2022, no advances and loans have been granted to those members.

Note 18 - Tax on profit

The Company has entered into a tax unity with FIL Holdings (Luxembourg) S.A. under the tax unity regime with effect from 1 July 2015, under which both companies will consolidate their respective Luxembourg income tax liabilities. As a result, the current year liability of €1,738,535 (2022: € 2,486,853) is included in “Amounts owed to affiliated undertakings becoming due and payable within one year”.

In December 2021, the Organisation for Economic Cooperation and Development published its Pillar Two model rules designed to ensure large multinational enterprises pay a minimum level of tax. Pillar Two legislation was enacted in Luxembourg during 2023 under Bill of Law 8292 which came into effect from 1 January 2024. The Company is in the process of assessing its exposure to the Pillar Two legislation for the first accounting period for which it becomes effective, although management estimates that no material impact on the tax charge of the Company and Branch is expected. Since the Pillar Two legislation was not effective at the reporting date, the Company and Branch has no related current tax exposure. The Company applies the exception to recognising and disclosing information about deferred tax assets and liabilities related to Pillar Two income taxes.

Note 19 - Subsequent event

On 26 February 2024 the Company paid a dividend out of retained earnings of €5.0m to FHLUX.

[次へ](#)

中間財務書類

- a. 管理会社の日本文の中間財務書類は、管理会社が作成した原文の中間財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。その後の改正を含む。）第328条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. 管理会社の原文の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。
- c. 管理会社の原文の中間財務書類は、ユーロで表示されている。日本文の中間財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、2024年11月29日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝159.20円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

[次へ](#)

F I L・インベストメント・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ

貸借対照表

2024年6月30日現在

	2024年6月30日		2023年6月30日	
	(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
資産				
固定資産				
無形固定資産				
一のれん	644,775	102,648	902,685	143,707
流動資産				
債権				
－ 1年以内に期限の到来する売上債権	14,279,134	2,273,238	10,618,012	1,690,388
－ 1年以内に期限の到来する関連会社からの未収金	13,446,945	2,140,754	8,796,582	1,400,416
－ 1年以内に期限の到来するその他の未収金	13,789	2,195	29,018	4,620
投資証券等				
その他の投資証券等	34,860,490	5,549,790	49,875,412	7,940,166
銀行預金および手許金	1,752,602	279,014	8,413,520	1,339,432
	64,352,960	10,244,991	77,732,544	12,375,021
前払費用	351,405	55,944	146,744	23,362
資産合計	65,349,140	10,403,583	78,781,973	12,542,090
資本、準備金および負債				
資本および準備金				
払込資本	500,000	79,600	500,000	79,600
資本剰余金勘定	6,000,000	955,200	26,000,000	4,139,200
準備金				
－ 法定準備金	50,000	7,960	50,000	7,960
－ その他の準備金				
－ その他の配当不能準備金	1,072,720	170,777	654,125	104,137
繰越利益	30,067,684	4,786,775	28,670,120	4,564,283
当期利益	3,692,571	587,857	3,439,793	547,615
	41,382,975	6,588,170	59,314,038	9,442,795
引当金				
その他の引当金	1,419,161	225,930	1,058,498	168,513
買掛金				
－ 1年以内に支払期限の到来する買掛金	9,674,718	1,540,215	8,282,185	1,318,524
－ 1年以内に支払期限の到来する 関連会社に対する未払金	11,185,673	1,780,759	7,226,841	1,150,513
その他の買掛金				
－ 税務当局	1,204,092	191,691	2,437,003	387,971
－ 社会保障当局	482,521	76,817	463,299	73,757
－ 1年以内に支払期限の到来するその他の買掛金	—	—	109	17
	22,547,004	3,589,483	18,409,437	2,930,782
資本、準備金および負債合計	65,349,140	10,403,583	78,781,973	12,542,090

F I L・インベストメント・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ

損益計算書

2024年6月30日に終了した6か月間

	2024年6月30日に終了した 6か月間		2023年6月30日に終了した 6か月間	
	(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
純売上高	63,823,274	10,160,665	57,274,843	9,118,155
その他の外部費用	(52,557,136)	(8,367,096)	(48,257,853)	(7,682,650)
人件費				
－賃金・給料	(4,895,049)	(779,292)	(4,609,589)	(733,847)
－社会保障費				
i. 年金関連	(294,459)	(46,878)	(292,427)	(46,554)
ii. その他の社会保障費	(561,975)	(89,466)	(584,517)	(93,055)
－その他の人件費	(62,160)	(9,896)	(56,628)	(9,015)
	(5,813,643)	(925,532)	(5,543,161)	(882,471)
評価調整				
－創業費、有形固定資産および 無形固定資産にかかる評価調整	(128,955)	(20,530)	(128,955)	(20,530)
その他の受取利息および類似する収益				
－その他の利息および類似する収益	165,365	26,326	1,109,992	176,711
支払利息および類似する費用				
－その他の利息および類似する費用	(229,085)	(36,470)	(3,047)	(485)
	(229,085)	(36,470)	(3,047)	(485)
収益税	(1,567,249)	(249,506)	(1,012,026)	(161,115)
税引後利益	3,692,571	587,857	3,439,793	547,615
当期利益	3,692,571	587,857	3,439,793	547,615

[次へ](#)

(2) その他の訂正

（注）下線または傍線の部分は訂正部分を示します。

表紙

<訂正前>

	(前略)
代理人の氏名又は名称	弁護士 <u>中野 春芽</u>
	(中略)
事務連絡者氏名	弁護士 <u>中野 春芽</u> 弁護士 <u>三宅 章仁</u> 弁護士 <u>橋本 雅行</u> 弁護士 <u>大谷 雅</u>
	(中略)
届出の対象とした募集（売 出）外国投資信託受益証券 の金額	(i) 当初申込期間（2024年8月28日） クラスA－ACC受益証券 5億アメリカ合衆国ドル（約 805億3,500万円）を上限とする。 (ii) 継続申込期間（2024年8月29日から2025年10月31日まで） クラスA－ACC受益証券 50億アメリカ合衆国ドル（約 8,053億5,000万円）を上限とする。 (注) アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」という。）の円貨換算は、便宜 上、2024年6月28日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場 の仲値（1米ドル＝161.07円）による。以下、別段の表示がない限り、 米ドルの円価表示はすべてこれによる。
	(後略)

<訂正後>

	(前略)
代理人の氏名又は名称	弁護士 <u>三宅 章仁</u>
	(中略)
事務連絡者氏名	弁護士 <u>三宅 章仁</u>
	(中略)
届出の対象とした募集（売 出）外国投資信託受益証券 の金額	(i) 当初申込期間（2024年8月28日） クラスA－ACC受益証券 5億アメリカ合衆国ドル（約 805億3,500万円）を上限とする。 (ii) 継続申込期間（2024年8月29日から2025年10月31日まで） クラスA－ACC受益証券 50億アメリカ合衆国ドル（約 8,053億5,000万円）を上限とする。 (注) アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」という。）の円貨換算は、便宜 上、2024年6月28日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場 の仲値（1米ドル＝161.07円）による。以下、別段の表示がない限り、 米ドルの円貨表示はすべてこれによる。
	(後略)

第一部 証券情報**(6) 申込単位**

<訂正前>

(前略)

申込単位は上記①または②とする。ただし、販売取扱会社により異なる申込単位を用いる場合がある。販売取扱会社毎の申込単位に関する照会先は、下記「(8) 申込取扱場所」に記載される日本における販売会社または販売取扱会社である。

<訂正後>

(前略)

申込単位は上記①または②とする。ただし、日本における販売会社または販売取扱会社により異なる申込単位を用いる場合がある。販売取扱会社毎の申込単位に関する照会先は、下記「(8) 申込取扱場所」に記載される日本における販売会社または販売取扱会社である。

(9) 払込期日

<訂正前>

投資者は、申込み注文の成立を日本における販売会社が確認した日（以下「約定日」という。）（通常、発注日の日本における翌営業日）から起算して日本における4営業日目までに申込金額および適用ある申込手数料を日本における販売会社に支払うものとする。各申込日の発行価額の総額は、日本における販売会社により申込日の翌日から起算して4営業日以内の日（以下「払込期日」という。）に最終的に保管受託銀行であるブラウン・ブラザーズ・ハリマン（ルクセンブルグ）エス・シー・エイのファンド口座に基準通貨で払い込まれる。

<訂正後>

投資者は、申込み注文の成立を日本における販売会社または販売取扱会社が確認した日（以下「約定日」という。）（通常、発注日の日本における翌営業日）から起算して日本における4営業日目までに申込金額および適用ある申込手数料を日本における販売会社または販売取扱会社に支払うものとする。各申込日の発行価額の総額は、日本における販売会社により申込日の翌日から起算して4営業日以内の日（以下「払込期日」という。）に最終的に保管受託銀行であるブラウン・ブラザーズ・ハリマン（ルクセンブルグ）エス・シー・エイのファンド口座に基準通貨で払い込まれる。

(12) その他

(ハ) 申込みの方法

<訂正前>

ファンド証券の申込みを行う投資者は、販売取扱会社と外国証券の取引に関する契約を締結する。このため販売取扱会社は、「外国証券取引口座約款」およびその他所定の約款（以下「口座約款」という。）を投資者に交付し、投資者は、口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。投資者はまた、販売取扱会社によっては、販売取扱会社と累積投資約款に基づく累積投資契約を締結することができる場合がある。

(後略)

<訂正後>

ファンド証券の申込みを行う投資者は、日本における販売会社または販売取扱会社と外国証券の取引に関する契約を締結する。このため日本における販売会社または販売取扱会社は、「外国証券取引口座約款」およびその他所定の約款（以下「口座約款」という。）を投資者に交付し、投資者は、口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。投資者はまた、販売取扱会社によっては、販売取扱会社と累積投資約款に基づく累積投資契約を締結することができる場合がある。

(後略)

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

（1）ファンドの目的及び基本的性格

① ファンドの目的、信託金の限度額および基本的性格

<訂正前>

（前略）

サブ・ファンドの投資目的は、ルクセンブルグ大公国（以下「ルクセンブルグ」という。）の法律に基づき設定された投資信託で、2009年7月13日付欧州共同体閣僚理事会指令（2009／65／EC）（改正済）（以下「欧州共同体指令」という。）および投資信託に関する2010年12月17日法（改正済）（以下「2010年法」という。）に基づく譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（以下「UCITS」という。）であるフィデリティ・ファンズ2（Fidelity Funds 2）（以下「フィデリティ・ファンズ」ということがある。）の1ファンドであるフィデリティ・ファンズ2－グローバル・バリュー・ファンド（Fidelity Funds 2 - Global Value Fund）（以下「マスター・ファンド」ということがある。）に投資することにより、マスター・ファンドと同一の投資目的を追求することである。ファンドは、指令2003／41／ECおよび指令2009／65／ECならびに規則（E）No.1060／2009および規則（EU）No.1095／2010を改正するオルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会指令2011／61／EU（以下「AIFMD」という。）に規定するオルタナティブ投資ファンド（以下「AIF」という。）としての適格性を有している。したがって、サブ・ファンドは、マスター・ファンドへの投資を目的としたフィーダー・ファンドである。

（後略）

<訂正後>

（前略）

サブ・ファンドの投資目的は、ルクセンブルグ大公国（以下「ルクセンブルグ」という。）の法律に基づき設定された投資信託で、2009年7月13日付欧州共同体閣僚理事会指令（2009／65／EC）（改正済）（以下「欧州共同体指令」という。）および投資信託に関する2010年12月17日法（改正済）（以下「2010年法」という。）に基づく譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（以下「UCITS」という。）であるフィデリティ・ファンズ2（Fidelity Funds 2）の1ファンドであるフィデリティ・ファンズ2－グローバル・ディスカバリー・ファンド（Fidelity Funds 2 - Global Discovery Fund）（旧名称フィデリティ・ファンズ2－グローバル・バリュー・ファンド（Fidelity Funds 2 - Global Value Fund）。以下「マスター・ファンド」ということがある。）に投資することにより、マスター・ファンドと同一の投資目的を追求することである。ファンドは、指令2003／41／ECおよび指令2009／65／ECならびに規則（EC）No.1060／2009および規則（EU）No.1095／2010を改正するオルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会指令2011／61／EU（以下「AIFMD」という。）に規定するオルタナティブ投資ファンド（以下「AIF」という。）としての適格性を有している。したがって、ファンドは、マスター・ファンドへの投資を目的としたフィーダー・ファンドである。

（後略）

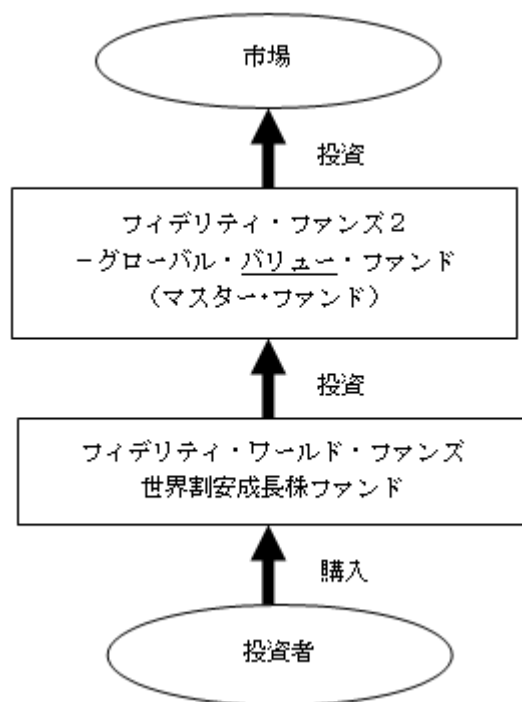
（3）ファンドの仕組み

① ファンドの仕組み

<訂正前>

（前略）

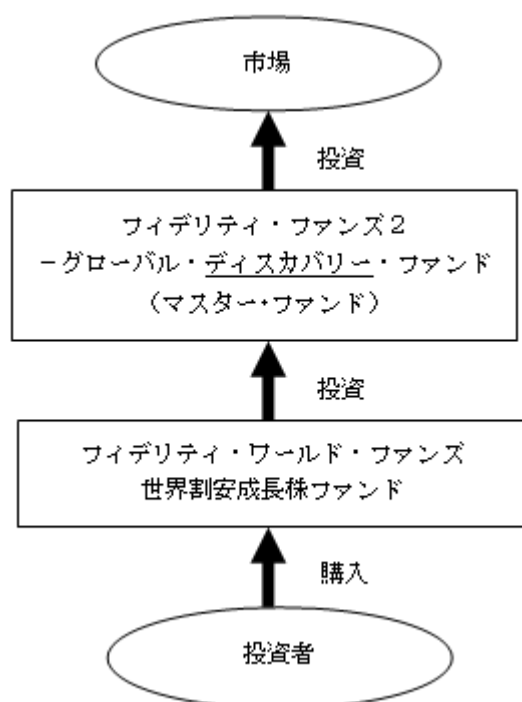
※ サブ・ファンドの運用形態



<訂正後>

(前略)

※ サブ・ファンドの運用形態



② 管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

<訂正前>

(前略)

ブラウン・ブラザーズ・ ハリマン（ルクセンブルグ） エス・シー・エイ (Brown Brothers Harriman (Luxembourg) S.C.A.)	保管受託銀行	2014年8月26日付で管理会社との間で保管契約（注1）を締結（2002年8月23日付で締結された従前の契約と置き換えられている。）。ファンド資産の保管業務等について規定している。
--	--------	--

フィデリティ証券株式会社 (以下「フィデリティ証券」 という。)	代行協会員 日本における販売会社	2002年8月23日付で管理会社とフィデリティ証券との間で代行協会員契約（注2）を締結（随時改訂済）。日本における代行協会員業務について規定している。 2002年8月23日付で管理会社、総販売会社とフィデリティ証券会社東京支店との間で受益証券販売・買戻契約（注3）を締結（随時改訂済）。日本におけるファンド証券の販売・買戻業務、他の販売取扱会社を通じて間接に受けたファンド証券の販売・買戻請求の管理会社への取次業務について規定している。
F I L ディストリビューターズ (FIL Distributors)	総販売会社	2002年8月23日付で管理会社との間で総販売契約を締結（2023年6月21日付で改訂済）。受益証券の総販売業務について規定している。

(後略)

<訂正後>

(前略)

ブラウン・ブラザーズ・ ハリマン（ルクセンブルグ） エス・シー・エイ (Brown Brothers Harriman (Luxembourg) S.C.A.)	保管受託銀行	2014年8月26日付で管理会社との間で保管契約（注1）を締結（2002年8月23日付で締結された従前の契約と置き換えられており、随時改訂済）。ファンド資産の保管業務等について規定している。
フィデリティ証券株式会社 (以下「フィデリティ証券」 という。)	代行協会員 日本における販売会社	2002年8月23日付で管理会社とフィデリティ証券との間で代行協会員契約（注2）を締結（随時改訂済）。日本における代行協会員業務について規定している。 2002年8月23日付で管理会社、総販売会社とフィデリティ証券との間で受益証券販売・買戻契約（注3）を締結（随時改訂済）。日本におけるファンド証券の販売・買戻業務、他の販売取扱会社を通じて間接に受けたファンド証券の販売・買戻請求の管理会社への取次業務について規定している。
F I L ディストリビューターズ (FIL Distributors)	総販売会社	2002年8月23日付で管理会社との間で総販売契約を締結（随時改訂済）。受益証券の総販売業務について規定している。

(後略)

③ 管理会社の概要

<訂正前>

(イ) 設立準拠法

(中略)

管理会社は、2010年法第15章のもとで、UCITSの管理会社としての資格を有している。また、2014年7月31日以降、管理会社は、AIFMDを法制化したオルタナティブ投資ファンド運

用会社に関する2013年7月12日のルクセンブルグの法律（改正済）（以下「2013年法」という。）によりオルタナティブ投資ファンド運用会社（以下「A I F M」という。）として認可されており、ルクセンブルグ法に基づき設定された契約型投資信託および投資法人に関して管理会社として行為している。かかる地位において、管理会社は、「A I F M規則」（2013年法およびA I F M Dならびに適用除外、一般的な運用条件、保管受託銀行、レバレッジ、透明性および監督に関するA I F M Dを補完する2012年12月19日付委員会委任規則（E U）No.231／2013（以下「レベルⅡ規則」という。）等のA I F M Dの施行施策により構成される。）の要件の遵守を確保する責任を負っており、特にファンドのポートフォリオ運用およびリスク管理を委託されている。管理会社は、A I F M規則の規定に従い、かかる規定の対象として、その職務を委託することができる。加えて、管理会社は、2013年法第8条第1項、第2項、第3項、第4項、第5項および第6項ならびに専門的な債務リスクの可能性に関連した（A I F M Dの）レベルⅡ規則第14条の規定の遵守を免除されている。2013年法第8条第7項a）号に従い、管理会社は、専門的過失に起因する潜在的な債務リスクを補填するために適切な自己資金を追加的に保有する。

（中略）

（二）資本金の額

2024年6月末日現在の発行済株式資本金は、50万ユーロ（約8,617万円）で、2024年6月末日現在全額払込済である。なお、1株1,000ユーロ（172,330円）の額面で記名株式500株を発行済である。

（注）ユーロの円貨換算は、便宜上、2024年6月28日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝172.33円）による。以下、別段の表示がない限り、ユーロの円貨表示はすべてこれによる。

（後略）

<訂正後>

（イ）設立準拠法

（中略）

管理会社は、2010年法第15章のもとで、U C I T Sの管理会社としての資格を有している。また、2014年7月31日以降、管理会社は、A I F M Dを法制化したオルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日のルクセンブルグの法律（改正済）（以下「2013年法」という。）によりオルタナティブ投資ファンド運用会社（以下「A I F M」という。）として認可されており、ルクセンブルグ法に基づき設定された契約型投資信託および投資法人に関して管理会社として行為している。かかる地位において、管理会社は、「A I F M規則」（2013年法およびA I F M Dならびに適用除外、一般的な運用条件、保管受託銀行、レバレッジ、透明性および監督に関するA I F M Dを補完する2012年12月19日付委員会委任規則（E U）No.231／2013（以下「レベルⅡ規則」という。）等のA I F M Dの施行施策により構成される。）の要件の遵守を確保する責任を負っており、特にファンドのポートフォリオ運用およびリスク管理を委託されている。管理会社は、A I F M規則の規定に従い、かかる規定の対象として、その職務を委託することができる。加えて、管理会社は、2013年法第8条第1項、第2項、第3項、第4項、第5項および第6項ならびに専門的な債務リスクの可能性に関連した（A I F M Dの）レベルⅡ規則第14条の規定の遵守を免除されている。管理会社は2013年法第8条第7項b）号を遵守するが、管理会社はまた、専門的過失に起因する潜在的な債務リスクを補填するために適切な自己資金を追加的に保有する。

（中略）

（二）資本金の額

2024年11月末日現在の発行済株式資本金は、50万ユーロ（約7,960万円）で、2024年11月末日現在全額払込済である。なお、1株1,000ユーロ（159,200円）の額面で記名株式500株を発行済である。

（注）ユーロの円貨換算は、便宜上、2024年11月29日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝159.20円）による。以下、別段の表示がない限り、ユーロの円貨表示はすべてこれによる。

（後略）

（４）ファンドに係る法制度の概要

b. 準拠法の内容

④ E U証券金融取引規制

<訂正前>

欧州議会および理事会は、予測される証券金融取引およびトータル・リターン・スワップの活用に係るリスクへの対応のため、英文目論見書における透明性の向上を目的とした規制（以下「S F T規制」という。）を2015年11月25日付で採択し、2016年1月12日にその効力が発生した。ファンドは、証券金融取引およびトータル・リターン・スワップを締結することを認められていない。将来ファンドが証券金融取引を締結する場合には、英文目論見書が適宜更新される予定であり、証券金融取引および／またはトータル・リターン・スワップに関して予想される最大の活動状況を開示するものとする。また、管理会社は、英文目論見書または個別の文書を通じて、S F T規制に基づき提供すべきすべての情報を開示するものとする。

<訂正後>

欧州議会および理事会は、予測される証券金融取引およびトータル・リターン・スワップの活用に係るリスクへの対応のため、英文目論見書における透明性の向上を目的とした規制（以下「S F T規制」という。）を2015年11月25日付で採択し、2016年1月12日にその効力が発生した。ファンドは、証券金融取引およびトータル・リターン・スワップを締結することを認められていない。将来ファンドが証券金融取引および／またはトータル・リターン・スワップを締結する場合には、英文目論見書が適宜更新される予定であり、証券金融取引および／またはトータル・リターン・スワップに関して予想される最大の活動状況を開示するものとする。また、管理会社は、英文目論見書または個別の文書を通じて、S F T規制に基づき提供すべきすべての情報を開示するものとする。

（５）開示制度の概要

a. ルクセンブルグにおける開示

② 受益者に対する開示

<訂正前>

（前略）

かかる年次報告書の写しは、受益者の登録住所宛に送付されるが、ファンドの貸借対照表、財務状況等が記載される半期報告書の写しは、請求することにより、管理会社、総販売会社、保管受託銀行および日本における代行協会員より入手可能である。

ファンドのサブ・ファンドまたは管理会社に関して公表されるべきその他のあらゆる財務情報（ファンドの過去の実績、ファンド証券の日々の1口当たり純資産価格、発行価格および買戻価格ならびにその価格決定の停止を含む。）については、管理会社および保管受託銀行の登記上の事務所において無料で入手可能である。

（後略）

<訂正後>

（前略）

かかる年次報告書の写しは、受益者の登録住所宛に送付されるが、半期報告書の写しは、請求することにより、管理会社、総販売会社および日本における代行協会員より入手可能である。

ファンドのサブ・ファンドまたは管理会社に関して公表されるべきその他のあらゆる財務情報（日々の1口当たり純資産価格およびその価格決定の停止を含む。）については、管理会社および保管受託銀行の登記上の事務所において無料で入手可能である。

（後略）

b. 日本における開示

② 日本の受益者に対する開示

<訂正前>

(前略)

前記のサブ・ファンドの交付運用報告書は、日本の知れている受益者に交付される。サブ・ファンドの運用報告書（全体版）は、代行協会のホームページ

(https://www.fidelity.co.jp/s_japan/) に掲載されるが、受益者から交付請求があった場合には、交付される。

<訂正後>

(前略)

前記のサブ・ファンドの交付運用報告書は、日本の知れている受益者に交付される。サブ・ファンドの運用報告書（全体版）は、代行協会のホームページ (<https://www.fidelity.jp/fcp>) に掲載されるが、受益者から交付請求があった場合には、交付される。

(6) 監督官庁の概要

<訂正前>

(前略)

a.登録の届出の受理

(中略)

- ② 2011年7月1日以降、UCITSの国であるEU加盟国の監督当局によって認可されたUCITSは、欧州共同体指令の要件を遵守する必要がある。かかるUCITSは、その設立国であるEU加盟国の監督当局によるCSSFへの情報提供および所定の書類の提出ならびにルクセンブルグにおける代理人としての銀行の選任を経て、ルクセンブルグで販売することができる。

(中略)

b.登録の拒絶または取消し

CSSFが管理する投資ファンドのリストへの登録および維持は、投資ファンドの組織および運営ならびにその投資信託証券の分配、私募または販売に関するすべての法律、規則および協定の規定の遵守を条件とする。特に、ファンドの会計監査人が2010年法により課された義務を果たさない場合、CSSFはリストへの登録を拒否することができる。

(後略)

<訂正後>

(前略)

a.登録の届出の受理

(中略)

- ② 2011年7月1日以降、UCITSの国であるEU加盟国の監督当局によって認可されたUCITSは、欧州共同体指令の要件を遵守する必要がある。かかるUCITSは、その設立国であるEU加盟国の監督当局によるCSSFへの情報提供および所定の書類の提出ならびにルクセンブルグにおける代理人としての銀行の選任を経て、ルクセンブルグで販売することができる。

(中略)

b.登録の拒絶または取消し

CSSFが管理する投資信託のリストへの登録および維持は、投資信託の組織および運営ならびにその投資信託証券の分配、私募または販売に関するすべての法律、規則および協定の規定の遵守を条件とする。特に、ファンドの会計監査人が2010年法により課された義務を果たさない場合、CSSFはリストへの登録を拒否することができる。

(後略)

2 投資方針

（1）投資方針

<訂正前>

サブ・ファンドは、フィデリティ・ファンズ2ーグローバル・バリュー・ファンドに投資を行う。フィデリティ・ファンズ2ーグローバル・バリュー・ファンドの投資方針は、後記「別紙 フィデリティ・ファンズ2ーグローバル・バリュー・ファンド 1. 投資目的および投資方針」を参照のこと。

<訂正後>

サブ・ファンドは、フィデリティ・ファンズ2ーグローバル・ディスカバリー・ファンドに投資を行う。フィデリティ・ファンズ2ーグローバル・ディスカバリー・ファンドの投資方針は、後記「別紙 フィデリティ・ファンズ2ーグローバル・ディスカバリー・ファンド 1. 投資目的および投資方針」を参照のこと。

（2）投資対象

<訂正前>

サブ・ファンドは、フィデリティ・ファンズ2ーグローバル・バリュー・ファンドに投資を行う。フィデリティ・ファンズ2ーグローバル・バリュー・ファンドの投資対象は、後記「別紙 フィデリティ・ファンズ2ーグローバル・バリュー・ファンド 1. 投資目的および投資方針」を参照のこと。

（後略）

<訂正後>

サブ・ファンドは、フィデリティ・ファンズ2ーグローバル・ディスカバリー・ファンドに投資を行う。フィデリティ・ファンズ2ーグローバル・ディスカバリー・ファンドの投資対象は、後記「別紙 フィデリティ・ファンズ2ーグローバル・ディスカバリー・ファンド 1. 投資目的および投資方針」を参照のこと。

（後略）

3 投資リスク

（1）リスク要因

② 中国リスク

<訂正前>

（前略）

フィデリティ・ファンズ2またはマスター・ファンドがHKSCCのパフォーマンスまたは支払不能により生じた損失を被った場合、SICAVは、HKSCCに対し直接的な法的手段をとることはないが、これは、中国の法律ではHKSCCとSICAVまたは預託機関の間に直接的な法的関係が認められないためである。

（中略）

中国証券の特定の利益に課税されるか否か、またどのように課税されるかは不確実であり、中国の法律、規制および慣行が変更される可能性、また税金が遡及的に適用される可能性もあるため、マスター・ファンドの管理会社が行う納税引当金の計上は、中国証券の処分から生じる利益に対する最終的な中国納税義務を履行する上で過剰または不十分となる可能性がある。したがって、当該利益の課税方法の最終結果、引当金の水準、マスター・ファンドの受益証券の申込みおよび／または買戻しの時期によって、投資家が有利になることも不利になることもある。

（後略）

<訂正後>

（前略）

フィデリティ・ファンズ2またはマスター・ファンドがHKSCCのパフォーマンスまたは支払不能により生じた損失を被った場合、フィデリティ・ファンズ2は、HKSCCに対し直接的な法的手段をとることはないが、これは、中国の法律ではHKSCCとフィデリティ・ファンズ2または預託機関の間に直接的な法的関係が認められないためである。

（中略）

中国証券の特定の利益に課税されるか否か、またどのように課税されるかは不確実であり、中国の法律、規制および慣行が変更される可能性、また税金が遡及的に適用される可能性もあるため、マスター・ファンドの管理会社が行う納税引当金の計上は、中国証券の処分から生じる利益に対する最終的な中国納税義務を履行する上で過剰または不十分となる可能性がある。したがって、当該利益の課税方法の最終結果、引当金の水準、マスター・ファンドの投資証券の申込みおよび／または買戻しの時期によって、投資家が有利になることも不利になることもある。

（後略）

⑤ デリバティブリスク

<訂正前>

（前略）

フィデリティ・ファンズが店頭デリバティブ取引を広範な取引相手方に割り当てることは一般的に非現実的であるため、いずれかの取引相手方の財務健全性の低下は、重大な損失を引き起こす可能性がある。反対に、いずれかのマスター・ファンドに財務上の弱点が生じたり、債務を履行できなかったりする場合、取引相手方がフィデリティ・ファンズとの取引に消極的になり、フィデリティ・ファンズが効率的および競争的に運用できなくなる可能性がある。

（後略）

<訂正後>

（前略）

フィデリティ・ファンズ2が店頭デリバティブ取引を広範な取引相手方に割り当てることは一般的に非現実的であるため、いずれかの取引相手方の財務健全性の低下は、重大な損失を引き起こす可能性がある。反対に、いずれかのフィデリティ・ファンズ2のファンドに財務上の弱点が生じたり、債務を履行できなかったりする場合、取引相手方がフィデリティ・ファンズ2との取引に消極的になり、フィデリティ・ファンズ2が効率的および競争的に運用できなくなる可能性がある。

（後略）

⑦ 株式リスク

<訂正前>

（前略）

株式の価格は、需要と供給および企業の将来の収益性に対する市場の期待に応じて変化し、これは消費者の需要、製品の刷新、競合他社の行動、ならびに企業が環境・社会およびガバナンス（ESG）の要因への対処をどのように選択するかまたは選択するかどうかなどの要因に左右される。

（後略）

<訂正後>

（前略）

株式の価格は、需要と供給および企業の将来の収益性に対する市場の期待に応じて変化し、これは消費者の需要、製品の刷新、競合他社の行動、ならびに企業が環境・社会・ガバナンス（ESG）の要因への対処をどのように選択するかまたは選択するかどうかなどの要因に左右される。

（後略）

⑧ ヘッジリスク

<訂正前>

（前略）

投資証券クラスの為替ヘッジに関するリスク（取引相手方リスクなど）は、他の投資証券クラスの投資者に影響を及ぼす可能性がある。悪影響が波及するリスクを経験する可能性のある投資証券クラスを持つマスター・ファンドの一覧については、[fidelityinternational.com](https://www.fidelityinternational.com)を参照のこと。

<訂正後>

（前略）

投資証券クラスの為替ヘッジに関するリスク（取引相手方リスクなど）は、他の投資証券クラスの投資者に影響を及ぼす可能性がある。悪影響が波及するリスクを経験する可能性のある投資証券クラスを持つフィデリティ・ファンズ2のファンドの一覧については、<https://www.fidelityinternational.com>を参照のこと。

⑨ 投資ファンドリスク

<訂正前>

（前略）

- ・マスター・ファンドの受益証券は一般に取引されていないため、一般的に受益証券を清算する唯一の方法は買戻しであるが、マスター・ファンドは所定の理由のいずれかに該当する場合、買戻しを停止する可能性がある。

（後略）

<訂正後>

（前略）

- ・マスター・ファンドの投資証券は一般に取引されていないため、一般的に投資証券を清算する唯一の方法は買戻しであるが、マスター・ファンドは所定の理由のいずれかに該当する場合、買戻しを停止する可能性がある。

（後略）

<参考情報>

<訂正前>

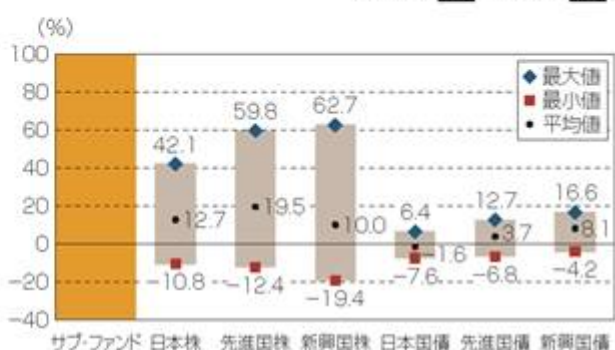
グラフは、サブ・ファンドの投資リスクをご理解いただくための情報のひとつとしてご利用ください。

サブ・ファンドの分配金再投資1口当たり純資産価格および年間騰落率の推移

サブ・ファンドは、2024年8月29日から運用を開始するため、該当事項はありません。

サブ・ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較

（2019年5月～2024年6月）



※サブ・ファンドは2024年8月29日から運用を開始するため、上記グラフでは代表的な資産クラスのみ表示しています。

※すべての資産クラスがサブ・ファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2019年5月から2024年6月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を代表的な資産クラスについて表示したものです。

<各資産クラスの指数>

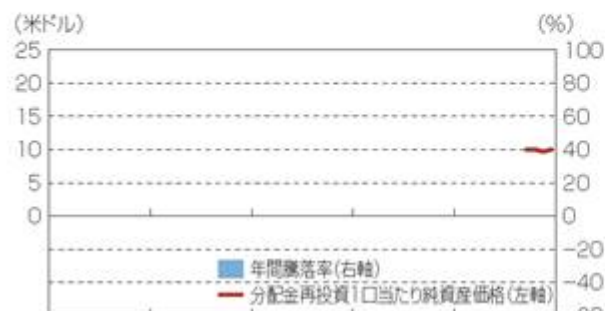
日本株 … 東証株価指数(TOPIX) (配当込)
 先進国株 … MSCI-KOKUSA1指数 (配当込) (米ドルベース)
 新興国株 … MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込) (米ドルベース)
 日本国債 … FTSE日本国債インデックス (米ドルベース)
 先進国債 … FTSE世界先進国債インデックス (米ドルベース)
 新興国債 … FTSE新興国市場国債インデックス (米ドルベース)
 ※日本株の指数は、各月末時点の為替レートにより米ドル換算しています。

<訂正後>

グラフは、サブ・ファンドの投資リスクをご理解いただくための情報のひとつとしてご利用ください。

サブ・ファンドの分配金再投資1口当たり純資産価格および年間騰落率の推移

(2019年12月～2024年11月)



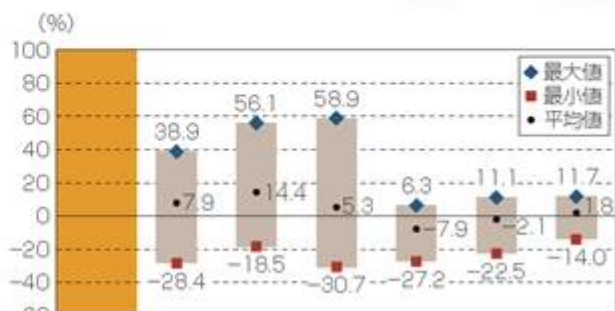
2019年12月 2020年12月 2021年12月 2022年12月 2023年12月

※年間騰落率は、2019年12月から2024年11月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。サブ・ファンドは2024年8月29日から運用を開始したため、上記に記載すべき年間騰落率はありません。

※分配金再投資1口当たり純資産価格および年間騰落率は、税引前の分配金を分配時に再投資したものとみなして計算したものです。サブ・ファンドは分配金を支払っていないため、実際の受益証券1口当たり純資産価格および実際の受益証券1口当たり純資産価格に基づいて計算した年間騰落率と同一です。

サブ・ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較

(2019年12月～2024年11月)



サブ・ファンド 日本株 先進国株 新興国株 日本国債 先進国債 新興国債

※このグラフは、サブ・ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※すべての資産クラスがサブ・ファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2019年12月から2024年11月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値をサブ・ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。サブ・ファンドは2024年8月29日から運用を開始したため、上記に記載すべき年間騰落率はありません。

<各資産クラスの指数>

日本株 … 東証株価指数(TOPIX)(配当込)
 先進国株 … MSCI-KOKUSAI指数(配当込)(米ドルベース)
 新興国株 … MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込)(米ドルベース)
 日本国債 … FTSE日本国債インデックス(米ドルベース)
 先進国債 … FTSE世界先進国債インデックス(米ドルベース)
 新興国債 … FTSE新興国市場国債インデックス(米ドルベース)
 ※日本株の指数は、各月末時点の為替レートにより米ドル換算しています。

4 手数料等及び税金

(5) 課税上の取扱い

①日本

<訂正前>

2024年7月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

I マスター・ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

(中略)

(ロ) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、マスター・ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。

(ハ) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるマスター・ファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%。2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%）の税率となる。）の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。

(中略)

(ニ) 日本の法人受益者が支払を受けるマスター・ファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等または金融機関等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（2038年1月1日以後は15%の税率となる。）。なお、益金不算入の適用は認められない。

(中略)

(ヘ) 日本の個人受益者の場合、マスター・ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、（ホ）と同様の取扱いとなる。

（中略）

II マスター・ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

（中略）

- （ロ）国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、マスター・ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。
- （ハ）国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるマスター・ファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%。2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%）の税率となる。）の税率による源泉徴収が行われる。

（中略）

- （ニ）日本の法人受益者が支払を受けるマスター・ファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（2038年1月1日以後は15%の税率となる。）。なお、益金不算入の適用は認められない。

（中略）

- （ヘ）日本の個人受益者の場合、マスター・ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、（ホ）と同様の取扱いとなる。

（中略）

III マスター・ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

（中略）

マスター・ファンドは、N I S Aの対象ではない。

<訂正後>

2024年12月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

I サブ・ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

（中略）

- （ロ）国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、サブ・ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。
- （ハ）国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるサブ・ファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%。2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%）の税率となる。）の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。

（中略）

- （ニ）日本の法人受益者が支払を受けるサブ・ファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等または金融機関等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（2038年1月1日以後は15%の税率となる。）。なお、益金不算入の適用は認められない。

（中略）

- （ヘ）日本の個人受益者の場合、サブ・ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、（ホ）と同様の取扱いとなる。

（中略）

II サブ・ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

（中略）

- （ロ）国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、サブ・ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。

（ハ）国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるサブ・ファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%。2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%）の税率となる。）の税率による源泉徴収が行われる。

（中略）

（ニ）日本の法人受益者が支払を受けるサブ・ファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（2038年1月1日以後は15%の税率となる。）。なお、益金不算入の適用は認められない。

（中略）

（ヘ）日本の個人受益者の場合、サブ・ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、（ホ）と同様の取扱いとなる。

（中略）

III サブ・ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

（中略）

サブ・ファンドは、N I S Aの対象ではない。

②ルクセンブルグ

<訂正前>

ファンドは、その課税上の地位に関してルクセンブルグの法律に従う。ルクセンブルグにおいて現在施行されている法規の下で、ファンドは、日々発生し、四半期毎に納税する、ファンドの純資産に対する年率0.05%の税金を課せられる。ただし、ファンドは、ルクセンブルグで設立された変動資本を有する投資信託であるため、その資産のうちフィデリティ・ファンズに投資された資産部分については、この税金を課せられない。

（後略）

<訂正後>

ファンドは、その課税上の地位に関してルクセンブルグの法律に従う。ルクセンブルグにおいて現在施行されている法規の下で、ファンドは、日々発生し、四半期毎に納税する、ファンドの純資産に対する年率0.05%の税金を課せられる。ただし、ファンドは、ルクセンブルグで設立された変動資本を有する投資信託であるため、その資産のうちフィデリティ・ファンズ²に投資された資産部分については、この税金を課せられない。

（後略）

第2 管理及び運営

1 申込（販売）手続等

（1）海外における申込手続等

<訂正前>

（前略）

受益者は、通常、購入または買付けの後、受益証券の転換、売却または買戻しまで、3営業日を上限として待たなければならない。

購入価格は、評価日における当該クラスの基準通貨による受益証券の1口当たり純資産価格と適用ある申込手数料の合計額である。申込手数料は、適用ある受益証券1口当たり純資産価格の5.25%を上限とし、当該受益証券の販売を代理する者に支払われる。受益証券口数は、円建ての場合には1口

単位までに、米ドル建てまたはユーロ建ての場合には小数第二位までに切り上げまたは切り捨てされる。

（後略）

<訂正後>

（前略）

受益者は、通常、購入または買付けの後、受益証券の転換、売却または買戻しまで、3営業日を上限として待たなければならない。

受益者一人当たりの最低当初投資額および最低継続投資額は、1,000米ドルとする。前記にかかわらず、管理会社は、総販売会社、日本における販売会社および販売取扱会社に最低投資額を減額または放棄することを認めることができる。ファンドは、追加のクラス受益証券を募集する権利を保有する。

購入価格は、評価日における当該クラスの基準通貨による受益証券の1口当たり純資産価格と適用ある申込手数料の合計額である。申込手数料は、適用ある受益証券1口当たり純資産価格の5.25%を上限とし、当該受益証券の販売を代理する者に支払われる。受益証券口数は、円建ての場合には1口単位までに、米ドル建てまたはユーロ建ての場合には小数第二位までに切り上げまたは切り捨てされる。

（後略）

（2）日本における申込手続等

<訂正前>

日本においては、2024年8月29日から2025年10月31日までの申込期間中の評価日でかつ日本における販売会社および販売取扱会社の営業日に、申込取扱場所である日本における販売会社においてファンド証券の申込みの取扱いが行われる。評価日に関する照会先は、日本における販売会社または販売取扱会社である。その場合、販売取扱会社は「外国証券取引口座約款」およびその他所定の約款（以下「口座約款」という。）を投資者に交付し、投資者は口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。投資者はまた、販売取扱会社によっては、販売取扱会社と累積投資約款に基づく累積投資契約を締結することができる場合がある。販売の単位は、1,000米ドル以上10米ドル単位もしくは100口以上1口単位、または100米ドル以上0.01米ドル単位である。ただし、販売取扱会社により異なる申込単位を用いる場合がある。販売取扱会社毎の申込単位に関する照会先は、日本における販売会社または販売取扱会社である。販売取扱会社により受領された買付申込みのすべては、日本における販売会社により、ルクセンブルグの登録および名義書換事務代行会社に詳細を取り次ぐため、総販売会社に送付される。日本における約定日は原則として日本における販売会社または販売取扱会社が当該注文の成立を確認した日（通常、発注日の日本における翌営業日）であり、約定日から起算して日本における4営業日目までに受渡しを行うものとする。日本における販売会社または販売取扱会社においては、口座毎に申込注文金額を受益証券1口当たりの純資産価格で除して算出した口数を合計することで申込口数の合計を算出することがある（ただし、日本における販売会社または販売取扱会社が別途取り決める場合は除く。）。一方、管理会社においては、日本における販売会社または販売取扱会社からの申込注文金額合計額を受益証券1口当たりの純資産価格で除し、申込口数の合計を算出することがある。

（後略）

<訂正後>

日本においては、2024年8月29日から2025年10月31日までの申込期間中の評価日でかつ日本における販売会社および販売取扱会社の営業日に、申込取扱場所である日本における販売会社においてファンド証券の申込みの取扱いが行われる。評価日に関する照会先は、日本における販売会社または販売取扱会社である。その場合、販売取扱会社は「外国証券取引口座約款」およびその他所定の約款（以下「口座約款」という。）を投資者に交付し、投資者は口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。投資者はまた、販売取扱会社によっては、販売取扱会社と累積投資約款に基づく累積投資契約を締結することができる場合がある。販売の単位は、1,000米ドル以上10米ドル単位もしくは100口以上1口単位、または100米ドル以上0.01米ドル単位である。ただし、日本に

における販売会社または販売取扱会社により異なる申込単位を用いる場合がある。販売取扱会社毎の申込単位に関する照会先は、日本における販売会社または販売取扱会社である。販売取扱会社により受領された買付申込みのすべては、日本における販売会社により、ルクセンブルグの登録および名義書換事務代行会社に詳細を取り次ぐため、総販売会社へ送付される。日本における約定日は原則として日本における販売会社または販売取扱会社が当該注文の成立を確認した日（通常、発注日の日本における翌営業日）であり、約定日から起算して日本における4営業日目までに受渡しを行うものとする。日本における販売会社または販売取扱会社においては、申込単位が金額の場合、口座毎に申込注文金額を受益証券1口当たりの純資産価格で除して算出した口数を合計することで申込口数の合計を算出することがある（ただし、日本における販売会社または販売取扱会社が別途取り決める場合は除く。）。一方、管理会社においては、日本における販売会社または販売取扱会社からの申込注文金額合計額を受益証券1口当たりの純資産価格で除し、申込口数の合計を算出することがある。

（後略）

2 買戻し手続等

（2）日本における買戻し手続等

<訂正前>

受益者は、販売取扱会社を通じて、評価日でかつ日本における販売会社および販売取扱会社の営業日に、その受益証券の買戻しを請求することができる。買戻請求には買い戻されるべき受益証券の口数または額（当該クラスの基準通貨による。）が明記されなければならない。買戻単位は、1,000米ドル以上10米ドル単位もしくは100口以上1口単位、または0.01口以上0.01口単位とする。ただし、販売取扱会社により異なる買戻単位を用いる場合がある。買戻単位に関する照会先は、日本における販売会社または販売取扱会社である。

（中略）

日本における約定日は原則として販売取扱会社が当該注文の執行を確認した日（通常、買戻日の日本における翌営業日）であり、約定日から起算して日本における4営業日目に、受渡しを行うものとする。

（後略）

<訂正後>

受益者は、販売取扱会社を通じて、評価日でかつ日本における販売会社および販売取扱会社の営業日に、その受益証券の買戻しを請求することができる。買戻請求には買い戻されるべき受益証券の口数または額（当該クラスの基準通貨による。）が明記されなければならない。買戻単位は、1,000米ドル以上10米ドル単位もしくは100口以上1口単位、または0.01口以上0.01口単位とする。ただし、日本における販売会社または販売取扱会社により異なる買戻単位を用いる場合がある。買戻単位に関する照会先は、日本における販売会社または販売取扱会社である。

（中略）

日本における約定日は原則として日本における販売会社または販売取扱会社が当該注文の執行を確認した日（通常、買戻日の日本における翌営業日）であり、約定日から起算して日本における4営業日目に、受渡しを行うものとする。

（後略）

4 資産管理等の概要

（1）資産の評価

① 受益証券1口当たり純資産価格の計算

<訂正前>

管理会社は、AIFM規則の要件に基づく評価方針を導入した。

各クラスの受益証券の1口当たり純資産価格は、毎評価日に、日本円または管理会社により決定されるその他の通貨で、当該クラスの受益証券に適正に割当てることができるファンドの資産額から負債額（管理会社が必要または妥当であると判断する引当金を含む。）を差し引いた金額を受益証券1口当たり純資産価格の決定時における発行済の当該クラスの受益証券の総口数により除する

ことにより、管理会社によって決定される。投資収益、支払利息、手数料およびその他の債務（管理報酬を含む。）は可能な限り日割りで算出されるものとする。発行価格および買戻価格の計算の目的で、かかる受益証券1口当たり純資産価格は、ファンドの販売文書に記載される他の通貨に転換される。

（後略）

<訂正後>

管理会社は、A I F M規則の要件に基づく評価方針を導入した。

管理会社は、2013年法第17条に従い、管理会社およびその資産の評価に最終的な責任を負う。

各クラスの受益証券の1口当たり純資産価格は、毎評価日に、日本円または管理会社により決定される他の通貨で、当該クラスの受益証券に適正に割当てることができるファンドの資産額から負債額（管理会社が必要または妥当であると判断する引当金を含む。）を差し引いた金額を受益証券1口当たり純資産価格の決定時における発行済の当該クラスの受益証券の総口数により除することにより、管理会社によって決定される。投資収益、支払利息、手数料およびその他の債務（管理報酬を含む。）は可能な限り日割りで算出されるものとする。発行価格および買戻価格の計算の目的で、かかる受益証券1口当たり純資産価格は、ファンドの販売文書に記載される他の通貨に転換される。

（後略）

（5）その他

① ファンドおよびサブ・ファンドの解散等

<訂正前>

（前略）

管理会社の決定により、二またはそれ以上のサブ・ファンドが統合し、対応する単一または複数の受益証券のクラスが対応する他のファンドのサブ・ファンドの単一または複数のクラスの受益証券に転換されうる。かかる場合、異なる受益証券クラスの権利は、それぞれの受益証券1口当たり純資産価格の比率により決定される。かかる合併の通知は、投資者が、統合後のサブ・ファンドに参加することを欲しない場合に買戻請求をすることを可能とするため、少なくともその1か月前になされることを要する。サブ・ファンドの統合は、フィデリティ・ファンズ²のファンドが合併する場合に生じることがある。

<訂正後>

（前略）

管理会社の決定により、二またはそれ以上のサブ・ファンドが統合し、対応する単一または複数の受益証券のクラスが対応する他のファンドのサブ・ファンドの単一または複数のクラスの受益証券に転換されうる。かかる場合、異なる受益証券クラスの権利は、それぞれの受益証券1口当たり純資産価格の比率により決定される。かかる合併の通知は、投資者が、統合後のサブ・ファンドに参加することを欲しない場合に買戻請求をすることを可能とするため、少なくともその1か月前になされることを要する。サブ・ファンドの統合は、フィデリティ・ファンズ²のファンドが合併する場合に生じることがある。

5 受益者の権利等

（3）本邦における代理人

<訂正前>

（前略）

また日本国財務省関東財務局長に対するファンド証券の募集に関する届出および継続開示ならびに金融庁長官に対するファンド証券に関する届出代理人は、

弁護士 中野 春芽

東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング

アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業
である。

<訂正後>

（前略）

また日本国財務省関東財務局長に対するファンド証券の募集に関する届出および継続開示ならびに金融庁長官に対するファンド証券に関する届出代理人は、
弁護士 三宅 章仁
東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業
である。

第三部 特別情報

第4 その他

<訂正前>

（前略）

（5）交付目論見書の表紙および投資リスクの冒頭ならびに請求目論見書の表紙の裏面に、以下の趣旨の文章を記載することがある。

「サブ・ファンドは、フィデリティ・ファンズ2ーグローバル・バリュー・ファンド（以下「マスター・ファンド」ということがあります。）を通じて有価証券等に投資を行います。マスター・ファンドの1口当たり純資産価格は、組入有価証券等の値動き、組入有価証券等の発行企業の経営・財務状況の変化および為替相場等の影響（基準通貨以外の通貨や有価証券等に投資する場合）により変動しますので、これによりサブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格も変動し、投資元本を割り込むことがあります。また、最終的な投資対象がサブ・ファンドの基準通貨以外の通貨建である場合には、当該通貨とサブ・ファンドの基準通貨との間の為替の値動きによっても、サブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格は変動します。したがって、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、受益証券1口当たり純資産価格の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。これらの運用および為替相場の変動による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。投資信託は預貯金と異なります。

（後略）

<訂正後>

（前略）

（5）交付目論見書の表紙および投資リスクの冒頭ならびに請求目論見書の表紙の裏面に、以下の趣旨の文章を記載することがある。

「サブ・ファンドは、フィデリティ・ファンズ2ーグローバル・ディスカバリー・ファンド（旧名称フィデリティ・ファンズ2ーグローバル・バリュー・ファンド。以下「マスター・ファンド」ということがあります。）を通じて有価証券等に投資を行います。マスター・ファンドの1口当たり純資産価格は、組入有価証券等の値動き、組入有価証券等の発行企業の経営・財務状況の変化および為替相場等の影響（基準通貨以外の通貨や有価証券等に投資する場合）により変動しますので、これによりサブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格も変動し、投資元本を割り込むことがあります。また、最終的な投資対象がサブ・ファンドの基準通貨以外の通貨建である場合には、当該通貨とサブ・ファンドの基準通貨との間の為替の値動きによっても、サブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格は変動します。したがって、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、受益証券1口当たり純資産価格の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。これらの運用および為替相場の変動による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。投資信託は預貯金と異なります。

（後略）

別紙

<訂正前>

フィデリティ・ファンズ2ーグローバル・バリュー・ファンド

<訂正後>

フィデリティ・ファンズ2ーグローバル・ディスカバリー・ファンド

1．投資目的および投資方針

<訂正前>

(前略)

投資方針

ファンドの資産の70%以上を、全世界のあらゆる資本規模の企業の株式に投資する。ファンドは、投資運用会社が割安と判断した株式に投資することを目指す。ファンドは、以下の割合に従って、以下の資産に投資することができる。

(後略)

<訂正後>

(前略)

投資方針

ファンドの資産の70%以上を、全世界のあらゆる資本規模の企業の株式に投資する。ファンドは、投資運用会社が割安と判断した成長の見込みがある株式に投資することを目指す。ファンドは、以下の割合に従って、以下の資産に投資することができる。

(後略)

2．報酬および費用

(iii) 手数料および費用

<訂正前>

(前略)

投資者またはフィデリティ・ファンズ2のための外国為替取引は、フィデリティの会社により、またはフィデリティの会社を通じ独立当事者間取引に基づき実施され、当該取引によりかかる会社に利益がもたらされる場合がある。外国為替取引に関する更なる詳細は、

www.fidelityinternational.com/foreignexchangeserviceで入手可能である。

(後略)

<訂正後>

(前略)

投資者またはフィデリティ・ファンズ2のための外国為替取引は、フィデリティの会社により、またはフィデリティの会社を通じ独立当事者間取引に基づき実施され、当該取引によりかかる会社に利益がもたらされる場合がある。外国為替取引に関する更なる詳細は、

<https://www.fidelityinternational.com/foreignexchangeservice/>で入手可能である。

(後略)

3．マスター・ファンドの運用状況等

「マスター・ファンドの運用状況等」は、以下の内容に更新されます。

マスター・ファンドの運用状況は、以下のとおりである。

(1) 基本情報

通貨建	米ドル
マスター・ファンド設立日	2024年3月13日
純資産価額	約13百万米ドル

(2024年11月30日現在)

(2) ポートフォリオの内容

組入れ上位10銘柄

銘柄	対純資産総額比率（％）
WELLS FARGO & CO NEW	1.5
PG&E CORP	1.3
UNITEDHEALTH GROUP INC	0.9
PRIMO BRANDS CORP	0.9
RAYMOND JAMES FINANCIAL INC	0.8
ALIMENTATION COUCHE-TARD INC	0.8
TOTALENERGIES SE	0.8
CORPAY INC	0.8
OVINTIV INC	0.7
REINSURANCE GRP OF AMERICA INC	0.7

上位10銘柄合計9.3%
(2024年11月30日現在)

資産別配分

資産	対純資産総額比率（％）
株式	95.8
現金・その他	4.2

(2024年11月30日現在)

国・地域別資産配分

国・地域	対純資産総額比率（％）
アメリカ	55.5
イギリス	8.2
日本	8.0
カナダ	4.1
フランス	2.6
スウェーデン	2.0
台湾	1.6
中国	1.3
韓国	1.3
スペイン	1.3
その他	9.8
現金・その他	4.2

(2024年11月30日現在)

業種別資産配分

業種	対純資産総額比率（％）
金融	18.6
資本財・サービス	17.6
一般消費財・サービス	14.0
情報技術	12.5
ヘルスケア	7.9
エネルギー	6.9
生活必需品	6.6
素材	6.4
不動産	2.4
公益事業	1.7
コミュニケーション・サービス	1.2
現金・その他	4.2

(2024年11月30日現在)

(3) 運用実績

ファンド設定後、1年を経過していないため、表示しておりません。

4. マスター・ファンドの経理状況

以下のマスター・ファンドの中間財務書類に更新されます。

[次へ](#)

中間財務書類

以下のマスター・ファンドの中間財務書類においては、米ドル、ユーロおよびシンガポール・ドルの日本円への換算には、2024年11月29日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝150.74円、1ユーロ＝159.20円および1シンガポール・ドル＝112.37円）が使用されている。

[次へ](#)

フィデリティ・ファンズ2

純資産計算書

2024年10月31日現在

ファンド名	エクイティ・ファンド	
	グローバル・ディスカバリー・ファンド	
通貨	米ドル	千円
資産		
投資有価証券時価評価額	10,289,018	1,550,967
銀行およびブローカー預金	164,669	24,822
投資有価証券売却未収金	9,899	1,492
投資証券発行未収金	461,937	69,632
未収配当金および未収利息	12,107	1,825
設立費用	9,054	1,365
為替予約契約に係る未実現利益	—	—
先物契約に係る未実現利益	—	—
資産合計	10,946,684	1,650,103
負債		
投資有価証券購入未払金	118,430	17,852
投資証券買戻未払金	—	—
未払費用	25,339	3,820
為替予約契約に係る未実現損失	712	107
先物契約に係る未実現損失	—	—
スワップに係る未実現損失	—	—
当座借越	—	—
負債合計	144,481	21,779
純資産額：2024年10月31日現在	10,802,203	1,628,324
純資産額：2024年4月30日現在	5,012,292	755,553
投資有価証券取得原価	10,388,324	1,565,936

フィデリティ・ファンズ2

1口当たり純資産価格表

2024年10月31日現在

ファンド名 通貨	エクイティ・ファンド	
	グローバル・ディスカバリー・ファンド	米ドル
2024年10月31日現在発行済口数		
－A－A C C投資証券（米ドル）	796,127口	
－A－A C C投資証券（ユーロ）	225,691口	
－A－A C C投資証券（シンガポール・ドル） （シンガポール・ドル／米ドルヘッジ）	76,755口	
－I－A C C投資証券（米ドル）	500口	
－I－A C C投資証券（ユーロ）	458口	
－Y－A C C投資証券（米ドル）	500口	
－Y－A C C投資証券（ユーロ）	458口	
2024年10月31日現在1口当たり純資産価格		
－A－A C C投資証券（米ドル）	10.28米ドル*	1,550円
－A－A C C投資証券（ユーロ）	10.36ユーロ*	1,649円
－A－A C C投資証券（シンガポール・ドル） （シンガポール・ドル／米ドルヘッジ）	1.015シンガポール・ドル*	114円
－I－A C C投資証券（米ドル）	10.35米ドル*	1,560円
－I－A C C投資証券（ユーロ）	10.43ユーロ*	1,660円
－Y－A C C投資証券（米ドル）	10.34米ドル*	1,559円
－Y－A C C投資証券（ユーロ）	10.41ユーロ*	1,657円

＊ フィデリティ・ファンズ2の投資主の利益を保護するために、スイング・プライシング・ポリシーが採択および実施されている。価格調整方針の目的は、大量の資金の流出入に関連する費用をその日に取引を行う投資家に配分することで、希薄化がもたらす最悪の影響から長期的投資主を保護することにある。この目的は、サブ・ファンドの取引が行われる投資証券クラスの価格を調整することで達成される。したがって、投資証券クラスの価格は、サブ・ファンド内の特定の日における投資家取引のレベルおよび種類に応じて上にも下にも調整されることがある。これにより、既存投資主および残存投資主は不適切な水準の希薄化を被らない。フィデリティ・ファンズ2は、残存投資主に重大な影響を及ぼす可能性のある大幅な純流出入が発生した場合にのみ価格調整を行う。かかる調整は、サブ・ファンドが投資する特定の資産の通常の取引費用に基づいて行われるが、価格の2%を超えないものとする。取締役会は、投資主の利益を保護するために、異例の事態においてはこの調整限度額の引上げを決定することがある。投資証券クラスの価格の調整が行われた場合、その価格はその日のすべての取引における当該投資証券クラスの公式価格となる。価格調整方針は、当期間中、すべてのサブ・ファンドに適用される。2024年10月31日現在、以下のサブ・ファンドについて価格調整が行われた。

サブ・ファンド名	投資証券クラス	調整前1口当たり 純資産価格	調整後1口当たり 純資産価格
グローバル・ディスカバリー・ ファンド	A－A C C投資証券（米ドル）	10.28	10.30
グローバル・ディスカバリー・ ファンド	A－A C C投資証券（ユーロ）	10.36	10.38
グローバル・ディスカバリー・ ファンド	A－A C C投資証券（シンガポール・ドル） （シンガポール・ドル／米ドルヘッジ）	1.015	1.018
グローバル・ディスカバリー・ ファンド	I－A C C投資証券（米ドル）	10.35	10.37
グローバル・ディスカバリー・ ファンド	I－A C C投資証券（ユーロ）	10.43	10.45
グローバル・ディスカバリー・ ファンド	Y－A C C投資証券（米ドル）	10.34	10.36
グローバル・ディスカバリー・ ファンド	Y－A C C投資証券（ユーロ）	10.41	10.44

フィデリティ・ファンズ２ーグローバル・ディスカバリー・ファンド

投資有価証券明細表

2024年10月31日現在

	国・地域 コード	通貨	株数または 額面価額	時価 (米ドル)	純資産比率 (%)
公認の証券取引所への上場を認可された、または取引される証券					
エネルギー					
TotalEnergies (B) ADR	FR	USD	1,528	94,965	0.88
Ovintiv	US	USD	1,759	69,129	0.64
Antero Resources	US	USD	2,383	63,150	0.58
Range Resources	US	USD	1,784	54,466	0.50
Cenovus Energy	CA	CAD	3,391	53,812	0.50
Chord Energy	US	USD	312	39,168	0.36
Shell	GB	GBP	1,105	36,654	0.34
Diamondback Energy	US	USD	200	35,254	0.33
Expand Energy	US	USD	401	34,490	0.32
Cactus (A)	US	USD	525	31,117	0.29
Northern Oil & Gas	US	USD	707	25,629	0.24
China Petroleum & Chemical (H)	CN	HKD	40,253	22,610	0.21
Civitas Resources	US	USD	413	20,192	0.19
Oil & Natural Gas	IN	INR	6,339	20,000	0.19
Oil India	IN	INR	3,417	19,137	0.18
Parkland	CA	CAD	663	15,578	0.14
John Wood Group	GB	GBP	7,750	12,612	0.12
Peyto Exploration & Development	CA	CAD	1,010	10,949	0.10
CONSOL Energy	US	USD	78	8,656	0.08
Baytex Energy	CA	CAD	2,164	6,020	0.06
Gulfport Energy	US	USD	39	5,488	0.05
Vallourec	FR	EUR	214	3,497	0.03
Iwatani	JP	JPY	244	3,167	0.03
Inpex	JP	JPY	222	2,862	0.03
PHX Energy Services	CA	CAD	377	2,539	0.02
				691,141	6.40
公益事業					
Pacific Gas and Electric	US	USD	6,471	131,685	1.22
Kansai Electric Power Co	JP	JPY	2,200	35,155	0.33
Power Grid Corporation of India	IN	INR	4,982	18,974	0.18
				185,814	1.72
素材					
Eagle Materials	US	USD	205	58,728	0.54
Axalta Cing Systems	US	USD	1,428	53,950	0.50
LyondellBasell Industries (A)	US	USD	605	52,683	0.49
Silgan Holdings	US	USD	869	45,249	0.42
Celanese	US	USD	328	41,371	0.38
Element Solutions	US	USD	1,344	36,826	0.34
Wienerberger	AT	EUR	1,208	36,329	0.34
Packaging Corp of America	US	USD	150	34,493	0.32
RHI Magnesita	AT	GBP	811	33,490	0.31
Warrior Met Coal	US	USD	463	28,993	0.27
Soulbrain	KR	KRW	193	28,208	0.26
Stella-Jones	CA	CAD	455	27,582	0.26

	国・地域 コード	通貨	株数または 額面価額	時価 (米ドル)	純資産比率 (%)
International Paper	US	USD	490	27,283	0.25
Mayr MeInhof Karton	AT	EUR	258	22,829	0.21
Arch Resources	US	USD	145	21,318	0.20
SigmaRoc	GB	GBP	20,259	20,329	0.19
Tronox Holdings	US	USD	1,577	19,216	0.18
Kansai Paint	JP	JPY	952	15,460	0.14
C Uyemura & Co	JP	JPY	160	11,101	0.10
Essentra	GB	GBP	5,566	10,626	0.10
Corticeira Amorim	PT	EUR	976	8,880	0.08
JCU	JP	JPY	321	7,369	0.07
Boliden (Sweden)	SE	SEK	219	6,780	0.06
Vertex (Japan)	JP	JPY	488	6,461	0.06
Miwon Commercial	KR	KRW	42	6,139	0.06
Hexpol	SE	SEK	596	5,628	0.05
Scientex	MY	MYR	5,126	5,190	0.05
Western Forest Products	CA	CAD	8,525	3,121	0.03
Pack	JP	JPY	126	3,072	0.03
Groupe Guillin	FR	EUR	67	1,989	0.02
				680,693	6.30
資本財・サービス					
Genpact	US	USD	1,672	64,222	0.59
ITOCHU	JP	JPY	1,262	62,082	0.57
RS GROUP	GB	GBP	6,417	57,373	0.53
DCC (UK)	IE	GBP	855	53,940	0.50
Beijer Alma (B)	SE	SEK	3,249	52,053	0.48
Acuity Brands	US	USD	155	46,759	0.43
Huntington Ingalls Industries	US	USD	238	46,096	0.43
Builders FirstSource	US	USD	258	44,459	0.41
Timken	US	USD	510	42,973	0.40
Stef	FR	EUR	274	40,874	0.38
Rush Enterprises (A)	US	USD	712	40,698	0.38
Hayward Holdings	US	USD	2,439	40,341	0.37
Science Applications International	US	USD	274	39,651	0.37
CACI International	US	USD	69	38,447	0.36
AQ Group	SE	SEK	2,978	37,512	0.35
Beacon Roofing Supply	US	USD	399	37,179	0.34
nVent Electric	GB	USD	496	36,892	0.34
AerCap Holdings	IE	USD	394	36,677	0.34
VSE	US	USD	337	35,287	0.33
Hillenbrand	US	USD	1,199	33,260	0.31
Core & Main (A)	US	USD	729	32,528	0.30
Esab	US	USD	255	31,676	0.29
Brady (A)	US	USD	425	30,341	0.28
BayCurrent	JP	JPY	906	29,223	0.27
Cadre Holding	US	USD	765	26,928	0.25
Terex	US	USD	520	26,874	0.25
TKH Group	NL	EUR	644	26,080	0.24
JET2	GB	GBP	1,372	25,363	0.23
Crane	US	USD	156	24,958	0.23
Janus International Group	US	USD	3,404	24,866	0.23

	国・地域 コード	通貨	株数または 額面価額	時価 (米ドル)	純資産比率 (%)
Ferguson Enterprises	US	USD	124	24,523	0.23
SITC International Holdings	HK	HKD	8,571	24,239	0.22
Haitian International Holdings	CN	HKD	8,654	23,970	0.22
Inaba Denki Sangyo	JP	JPY	900	22,507	0.21
S-1	KR	KRW	469	21,942	0.20
Yuasa Trading	JP	JPY	711	21,531	0.20
Enpro	US	USD	146	21,482	0.20
Maximus	US	USD	240	20,962	0.19
Metlen Energy & Metals	GR	EUR	578	20,119	0.19
Gates Industrial	US	USD	962	18,730	0.17
Aeon Delight	JP	JPY	656	18,574	0.17
IHI	JP	JPY	319	16,873	0.16
Interpump Group	IT	EUR	344	15,253	0.14
Persol Holdings	JP	JPY	9,086	15,226	0.14
Global Industrial	US	USD	555	15,140	0.14
GMS	US	USD	159	14,458	0.13
Bossard Holding (BR) (A)	CH	CHF	55	13,185	0.12
Universal Logistics Holdings	US	USD	302	12,448	0.12
Norconsult Norge	NO	NOK	3,512	12,330	0.11
Blue Bird	US	USD	292	12,209	0.11
Multiconsult	NO	NOK	684	11,790	0.11
Takkt	DE	EUR	1,192	11,622	0.11
Miller Industries	US	USD	172	11,412	0.11
Chori	JP	JPY	423	11,304	0.10
Mitani	JP	JPY	883	10,837	0.10
Momentum Group	SE	SEK	638	10,747	0.10
Stabilus	DE	EUR	256	10,103	0.09
Alligo (B)	SE	SEK	852	10,046	0.09
AZ-COM MARUWA Holdings	JP	JPY	1,404	9,444	0.09
HRnetgroup	SG	SGD	17,786	9,116	0.08
United Integrated Services	TW	TWD	876	9,107	0.08
Qingdao Port International (H)	CN	HKD	12,069	8,437	0.08
Luxfer Holdings	GB	USD	528	7,740	0.07
Wilmington	GB	GBP	1,447	7,446	0.07
Totech	JP	JPY	430	7,348	0.07
JOST Werke	DE	EUR	156	7,334	0.07
Altech	JP	JPY	388	7,002	0.06
Prestige International	JP	JPY	1,564	6,962	0.06
AMA Group	AU	AUD	165,739	6,913	0.06
Barrett Business Services	US	USD	187	6,881	0.06
Proficient Auto Logistics	US	USD	834	6,814	0.06
Sekisui Jushi	JP	JPY	447	6,605	0.06
Precision Tsugami China	CN	HKD	3,978	5,656	0.05
Shinwa	JP	JPY	322	5,637	0.05
Teikoku Electric Manufacturing	JP	JPY	301	5,572	0.05
Radiant Logistics	US	USD	817	5,572	0.05
Sanyo Trading	JP	JPY	575	5,501	0.05
CoreCivic	US	USD	384	5,288	0.05
QinetiQ Group	GB	GBP	879	5,190	0.05
GrafTech International	US	USD	2,880	4,982	0.05

	国・地域 コード	通貨	株数または 額面価額	時価 (米ドル)	純資産比率 (%)
Mitie Group	GB	GBP	3,274	4,911	0.05
Volex	GB	GBP	1,160	4,850	0.04
Bowman Consulting Group	US	USD	231	4,710	0.04
Sumitomo Densetsu	JP	JPY	143	4,578	0.04
Thermador Groupe	FR	EUR	59	4,574	0.04
Norma Group	DE	EUR	290	4,018	0.04
Allient	US	USD	218	3,782	0.04
Inwido	SE	SEK	201	3,638	0.03
Boustead Singapore	SG	SGD	4,578	3,559	0.03
CTS	JP	JPY	584	3,465	0.03
Synergie	FR	EUR	92	3,046	0.03
Vitzrocell	KR	KRW	224	3,038	0.03
Yamazen	JP	JPY	349	3,023	0.03
Fursys	KR	KRW	95	2,882	0.03
Gakujo	JP	JPY	261	2,830	0.03
Fuji Furukawa Engineering & Construction	JP	JPY	77	2,756	0.03
Nihon Dengi	JP	JPY	71	2,562	0.02
Societe BIC	FR	EUR	35	2,550	0.02
Anest Iwata	JP	JPY	253	2,325	0.02
e-Credible	KR	KRW	249	2,282	0.02
Careerlink	JP	JPY	136	2,218	0.02
Nihon Flush	JP	JPY	382	2,216	0.02
Fukushima Galilei	JP	JPY	60	2,157	0.02
Takeuchi Manufacturing	JP	JPY	69	2,139	0.02
Creek & River	JP	JPY	192	2,006	0.02
WDB Holdings	JP	JPY	162	1,811	0.02
Artner	JP	JPY	154	1,769	0.02
Rasa	JP	JPY	186	1,712	0.02
Tocalo	JP	JPY	126	1,458	0.01
Will Group	JP	JPY	87	556	0.01
Kondotec	JP	JPY	64	532	0.00
Horizon Construction Development	CN	HKD	636	129	0.00
				1,857,803	17.20
情報技術					
Seagate Technology Holdings	US	USD	770	76,738	0.71
TD SYNEX	US	USD	565	65,806	0.61
Vontier	US	USD	1,664	61,784	0.57
Crane NXT	US	USD	967	52,731	0.49
Cognizant Technology Solutions (A)	US	USD	677	51,452	0.48
Amdocs	US	USD	580	50,941	0.47
Advanced Energy Industries	US	USD	421	45,649	0.42
Belden	US	USD	383	43,735	0.40
MKS Instruments	US	USD	422	41,896	0.39
Sopra Steria Group	FR	EUR	218	41,609	0.39
Taiwan Semiconductor Manufacturing	TW	TWD	1,278	39,861	0.37
Open Text (Canada)	CA	CAD	1,298	39,342	0.36
Flex	US	USD	1,075	37,507	0.35
Jabil	US	USD	301	36,734	0.34
Skyworks Solutions	US	USD	370	32,305	0.30
Insight Enterprises	US	USD	170	30,600	0.28

	国・地域 コード	通貨	株数または 額面価額	時価 (米ドル)	純資産比率 (%)
Renesas Electronics	JP	JPY	2,284	30,432	0.28
Dexerials	JP	JPY	1,949	29,661	0.27
CDW	US	USD	149	28,346	0.26
Redington (India)	IN	INR	11,935	27,552	0.26
Hon Hai Precision Industry	TW	TWD	4,116	26,356	0.24
Diodes	US	USD	433	25,335	0.23
SUMCO	JP	JPY	2,571	24,442	0.23
Samsung Electronics	KR	KRW	567	24,101	0.22
Maruwa Ceramic	JP	JPY	86	23,585	0.22
TIS	JP	JPY	895	22,236	0.21
Daiwabo Holdings	JP	JPY	1,216	21,808	0.20
Yageo	TW	TWD	1,164	19,798	0.18
ASMP	HK	HKD	1,794	19,519	0.18
Simplo Technology	TW	TWD	1,840	19,407	0.18
Future	JP	JPY	1,510	19,233	0.18
Micron Technology	US	USD	185	18,461	0.17
Tripod Technology	TW	TWD	2,819	16,637	0.15
Sanmina	US	USD	229	16,142	0.15
Powertech Technology	TW	TWD	3,692	14,335	0.13
Dell Technologies (C)	US	USD	115	14,284	0.13
Sesa	IT	EUR	164	14,227	0.13
Alten	FR	EUR	163	13,751	0.13
Neurones	FR	EUR	211	10,675	0.10
TDC Soft	JP	JPY	1,300	10,446	0.10
Topco Scientific	TW	TWD	1,056	10,186	0.09
NSW (Japan)	JP	JPY	476	9,201	0.09
Argo Graphics	JP	JPY	264	9,051	0.08
Proact IT Group	SE	SEK	667	8,502	0.08
DTS	JP	JPY	254	6,554	0.06
Sitronix Technology	TW	TWD	767	5,253	0.05
JOYY ADR	SG	USD	154	5,239	0.05
Fukui Computer Holdings	JP	JPY	283	4,976	0.05
Pro-Ship	JP	JPY	484	4,709	0.04
Riken Keiki	JP	JPY	157	4,429	0.04
Kingboard Holdings	HK	HKD	1,737	4,202	0.04
WingArc1st	JP	JPY	197	4,176	0.04
Pinewood Technologies Group	GB	GBP	961	4,104	0.04
Parade Technologies	US	TWD	184	4,010	0.04
PAX Global Technology	HK	HKD	5,699	3,780	0.03
Strix Group	GB	GBP	4,665	3,739	0.03
Linedata Services	FR	EUR	42	3,684	0.03
Shibaura Electronics	JP	JPY	147	3,386	0.03
Information Planning	JP	JPY	119	3,274	0.03
Thinking Electronic Industrial	TW	TWD	618	3,117	0.03
KNOW IT	SE	SEK	246	3,089	0.03
Densan System Holdings	JP	JPY	179	3,083	0.03
Hecto Innovation	KR	KRW	309	2,773	0.03
Focus Systems	JP	JPY	378	2,651	0.02
Melexis	BE	EUR	37	2,396	0.02
TSC Auto ID Technology	TW	TWD	320	2,218	0.02

	国・地域 コード	通貨	株数または 額面価額	時価 (米ドル)	純資産比率 (%)
KSK	JP	JPY	80	1,511	0.01
Cresco	JP	JPY	156	1,244	0.01
				1,363,996	12.63
一般消費財・サービス					
Kontoor Brands	US	USD	588	51,750	0.48
Gildan Activewear (Canada)	CA	CAD	1,020	49,362	0.46
Harley-Davidson	US	USD	1,338	43,097	0.40
JD Sports Fashion	GB	GBP	26,858	42,844	0.40
Autoliv	SE	USD	452	42,059	0.39
Inchcape	GB	GBP	4,540	41,818	0.39
Patrick Industries	US	USD	318	41,340	0.38
Tempur Sealy International	US	USD	836	40,370	0.37
Bellway	GB	GBP	1,103	40,242	0.37
Wolverine World Wide	US	USD	2,559	39,869	0.37
VF Corporation	US	USD	1,782	37,511	0.35
TopBuild	US	USD	105	37,324	0.35
JUMBO	GR	EUR	1,395	37,107	0.34
Brunswick	US	USD	434	34,868	0.32
Pets at Home Group	GB	GBP	8,206	31,269	0.29
Comcast (A)	US	USD	717	31,229	0.29
Next	GB	GBP	244	30,730	0.28
Barratt Redrow	GB	GBP	5,314	30,517	0.28
Lear	US	USD	310	29,921	0.28
Valvoline	US	USD	719	29,076	0.27
JM	SE	SEK	1,690	28,357	0.26
Europris	NO	NOK	4,456	27,528	0.25
Aptiv	IE	USD	481	27,100	0.25
General Motors (US)	US	USD	528	26,986	0.25
WPP (GB)	GB	GBP	2,549	26,686	0.25
B&M European Value Retail	GB	GBP	5,072	25,290	0.23
Vistry Group	GB	GBP	2,144	25,085	0.23
H&R Block	US	USD	400	24,180	0.22
Ulta Beauty	US	USD	65	24,000	0.22
Kohl's	US	USD	1,304	23,915	0.22
Isuzu Motors	JP	JPY	1,812	23,382	0.22
Betsson (B)	SE	SEK	1,734	22,997	0.21
Adient	US	USD	1,169	22,983	0.21
Advance Auto Parts	US	USD	643	22,942	0.21
J D Wetherspoon	GB	GBP	2,773	21,903	0.20
Levi Strauss & Company (A)	US	USD	1,239	21,391	0.20
MTY Food Group	CA	CAD	658	21,262	0.20
PALTAC	JP	JPY	777	20,876	0.19
Chervon Holdings	CN	HKD	7,826	20,435	0.19
ME Group International	GB	GBP	7,462	20,399	0.19
Rusta	SE	SEK	2,940	19,658	0.18
Helen of Troy	US	USD	307	19,577	0.18
Pressance	JP	JPY	1,549	19,127	0.18
Thryv Holdings	US	USD	1,213	17,031	0.16
Dick's Sporting Goods	US	USD	85	16,783	0.16
ASKUL	JP	JPY	1,268	15,920	0.15

	国・地域 コード	通貨	株数または 額面価額	時価 (米ドル)	純資産比率 (%)
Youngone Holdings	KR	KRW	242	15,472	0.14
eBay	US	USD	267	15,291	0.14
Brembo	IT	EUR	1,444	15,112	0.14
Academy Sports & Outdoors	US	USD	294	15,097	0.14
BRP	CA	CAD	278	13,956	0.13
Macy's	US	USD	778	11,896	0.11
Autohellas Tourist & Trading	GR	EUR	920	11,347	0.11
Hollywood Bowl Group	GB	GBP	2,612	10,971	0.10
Doshisha	JP	JPY	757	10,896	0.10
PVH	US	USD	106	10,481	0.10
Kid	NO	NOK	686	9,422	0.09
On the Beach Group	GB	GBP	4,902	9,144	0.08
Crocs	US	USD	81	8,695	0.08
Dr. Martens	GB	GBP	11,682	8,220	0.08
Mercedes-Benz Group	DE	EUR	127	7,680	0.07
Reach	GB	GBP	6,306	7,496	0.07
GungHo Online Entertainment	JP	JPY	322	7,149	0.07
NetEase	CN	HKD	415	6,667	0.06
LCI Industries	US	USD	55	6,277	0.06
BHG Group	SE	SEK	3,689	6,162	0.06
Best Pacific International Holdings	CN	HKD	17,762	6,015	0.06
Capcom	JP	JPY	303	5,974	0.06
SEB	FR	EUR	57	5,966	0.06
Formosa Optical Technology	TW	TWD	1,869	5,861	0.05
IPSOS	FR	EUR	118	5,775	0.05
Selamat Sempurna	ID	IDR	45,433	5,581	0.05
Dunelm Group	GB	GBP	390	5,574	0.05
Roland	JP	JPY	216	5,492	0.05
JP-Holdings	JP	JPY	1,108	5,192	0.05
Cuckoo Holdings	KR	KRW	289	5,095	0.05
Max Stock	IL	ILS	1,916	5,057	0.05
Samsonite International	US	HKD	2,096	4,913	0.05
Fuji	JP	JPY	412	4,886	0.05
Oxford Industries	US	USD	65	4,742	0.04
Amotiv	AU	AUD	672	4,657	0.04
Leon's Furniture	CA	CAD	241	4,639	0.04
Daikyonishikawa	JP	JPY	1,094	4,552	0.04
Hallenstein Glasson Holding	NZ	NZD	842	3,778	0.03
Ibersol SGPS	PT	EUR	435	3,476	0.03
Aucnet	JP	JPY	207	3,210	0.03
SNT Holdings	KR	KRW	193	3,170	0.03
Hour Glass	SG	SGD	2,650	3,120	0.03
Emak	IT	EUR	2,929	3,085	0.03
Syuppin	JP	JPY	445	3,046	0.03
Gakkyusha	JP	JPY	226	2,802	0.03
Stellantis	NL	USD	203	2,770	0.03
Hamee	JP	JPY	405	2,721	0.03
Gwangju Shinsegae	KR	KRW	107	2,302	0.02
Dream International	HK	HKD	3,439	2,128	0.02
FJ Next Holdings	JP	JPY	273	2,015	0.02

	国・地域 コード	通貨	株数または 額面価額	時価 (米ドル)	純資産比率 (%)
Vipshop Holdings ADR	CN	USD	140	2,010	0.02
Pico Far East Holdings	HK	HKD	2,423	573	0.01
				1,685,704	15.61
生活必需品					
Alimentation Couche-Tard (A)	CA	CAD	1,386	72,317	0.67
Lamb Weston Holdings	US	USD	755	58,535	0.54
Metro	CA	CAD	950	57,043	0.53
Primo Water	US	USD	1,715	45,242	0.42
Performance Food Group	US	USD	551	44,813	0.41
Tate & Lyle	GB	GBP	4,565	44,045	0.41
North West	CA	CAD	1,045	39,641	0.37
BJ's Wholesale Club Holdings	US	USD	449	38,134	0.35
Sprouts Farmers Market	US	USD	257	33,325	0.31
Coca-Cola HBC	CH	GBP	753	26,252	0.24
KT&G	KR	KRW	315	25,013	0.23
Nomad Foods	GB	USD	1,065	18,627	0.17
S Foods	JP	JPY	891	16,198	0.15
MARR	IT	EUR	1,288	14,963	0.14
G-7 Holdings	JP	JPY	1,468	13,712	0.13
Century Pacific Food	PH	PHP	18,747	13,550	0.13
Eurocash	PL	PLN	4,316	9,279	0.09
Belc	JP	JPY	185	7,885	0.07
Delfi	SG	SGD	11,499	7,583	0.07
Acomo	NL	EUR	390	7,368	0.07
Scandinavian Tobacco Group	DK	DKK	434	6,507	0.06
Hengan International Group	CN	HKD	2,038	6,005	0.06
Halows	JP	JPY	205	5,707	0.05
Ottogi	KR	KRW	17	5,181	0.05
AG Barr	GB	GBP	595	4,769	0.04
Daiichi (Obihiro)	JP	JPY	493	3,845	0.04
Genky DrugStores	JP	JPY	167	3,379	0.03
Transaction	JP	JPY	203	3,273	0.03
Yaoko	JP	JPY	50	3,036	0.03
Societe LDC	FR	EUR	34	2,476	0.02
Create SD Holdings	JP	JPY	103	2,017	0.02
Pickles Holdings	JP	JPY	141	981	0.01
				640,701	5.93
ヘルスケア					
UnitedHealth Group	US	USD	169	95,695	0.89
Labcorp Holdings	US	USD	297	67,971	0.63
Elevar Health	US	USD	165	67,833	0.63
Gilead Sciences	US	USD	667	59,340	0.55
Universal Health Services (B)	US	USD	269	55,043	0.51
Sanofi	FR	EUR	507	53,454	0.49
ICON	IE	USD	225	49,955	0.46
CVS Health	US	USD	875	49,420	0.46
Henry Schein	US	USD	536	37,761	0.35
Dentsply Sirona	US	USD	1,493	34,862	0.32
Quest Diagnostics	US	USD	212	32,943	0.30
Sinopharm Group (H)	CN	HKD	13,197	32,810	0.30

	国・地域 コード	通貨	株数または 額面価額	時価 (米ドル)	純資産比率 (%)
Ship Healthcare Holdings	JP	JPY	2,106	31,865	0.29
Cigna Group	US	USD	83	26,763	0.25
Centene	US	USD	363	22,597	0.21
GSK	GB	GBP	1,159	20,762	0.19
Recordati	IT	EUR	315	17,818	0.16
Bristol-Myers Squibb	US	USD	296	16,170	0.15
Elanco Animal Health	US	USD	1,250	15,931	0.15
Fukuda Denshi	JP	JPY	251	12,599	0.12
Tenet Healthcare	US	USD	66	10,276	0.10
Hi-Clearance	TW	TWD	2,189	9,460	0.09
China Medical System Holdings (HK)	HK	HKD	5,990	5,986	0.06
Software Service	JP	JPY	63	5,215	0.05
Consun Pharmaceutical Group	CN	HKD	3,270	3,474	0.03
Nakanishi	JP	JPY	198	3,352	0.03
WIN-Partners	JP	JPY	294	2,365	0.02
Daihan Pharmaceutical	KR	KRW	115	2,093	0.02
Syngen Biotech	TW	TWD	499	1,996	0.02
Value Added Technology	KR	KRW	106	1,744	0.02
DongKook Pharmaceutical	KR	KRW	114	1,481	0.01
Huons	KR	KRW	65	1,289	0.01
				850,323	7.87
金融					
Wells Fargo	US	USD	2,210	144,070	1.33
Raymond James Financial	US	USD	583	86,680	0.80
Corpay	US	USD	219	72,373	0.67
Reinsurance Group of America	US	USD	340	72,325	0.67
Stifel Financial	US	USD	629	65,315	0.60
Unum Group	US	USD	920	59,174	0.55
Synovus Financial	US	USD	1,149	57,898	0.54
Lazard	US	USD	1,001	53,213	0.49
Rathbones Group	GB	GBP	2,336	50,006	0.46
Webster Financial	US	USD	940	49,002	0.45
OneMain Holdings	US	USD	963	48,795	0.45
Discover Financial Services	US	USD	316	48,060	0.44
Wintrust Financial	US	USD	392	45,888	0.42
East West Bancorp	US	USD	445	43,610	0.40
US Bancorp	US	USD	853	41,405	0.38
FNB	US	USD	2,795	40,919	0.38
LPL Financial Holdings	US	USD	133	38,028	0.35
ASR Nederland	NL	EUR	797	37,701	0.35
American Financial Group (Ohio)	US	USD	288	37,328	0.35
First American Financial	US	USD	566	36,433	0.34
United Community Banks	US	USD	1,241	35,977	0.33
NN Group	NL	EUR	727	35,669	0.33
Banca Generali	IT	EUR	777	34,368	0.32
KeyCorp	US	USD	1,937	33,607	0.31
Hiscox	BM	GBP	2,350	32,711	0.30
Direct Line Insurance Group	GB	GBP	15,066	31,844	0.29
Citigroup	US	USD	470	30,259	0.28
Eurobank Ergasias	GR	EUR	14,299	29,341	0.27

	国・地域 コード	通貨	株数または 額面価額	時価 (米ドル)	純資産比率 (%)
Federated Hermes	US	USD	723	29,079	0.27
Sparebank 1 Oestlandet	NO	NOK	1,958	27,976	0.26
Selective Insurance Group	US	USD	298	27,300	0.25
EVERTEC	PR	USD	774	25,364	0.23
Hartford Financial Services Group	US	USD	220	24,552	0.23
Federal Agricultural Mortgage Non Voting (C)	US	USD	125	23,300	0.22
Zenkoku Hoshō	JP	JPY	625	22,510	0.21
Antin Infrastructure Partners	FR	EUR	1,940	22,200	0.21
Vontobel Holding (BR)	CH	CHF	321	20,842	0.19
Nicolet Bankshares	US	USD	195	20,056	0.19
Southern Missouri Bancorp	US	USD	220	13,374	0.12
Stewart Information Services	US	USD	190	13,131	0.12
IndusInd Bank	IN	INR	776	9,718	0.09
Greene County Bancorp	US	USD	324	9,023	0.08
Patria Investments (A)	KY	USD	766	8,981	0.08
DWS Group	DE	EUR	180	7,692	0.07
Banca Mediolanum	IT	EUR	616	7,611	0.07
AUB Group	AU	AUD	360	7,527	0.07
Aeon Credit Service (Asia)	HK	HKD	10,019	7,514	0.07
Washington Trust Bancorp	US	USD	178	6,186	0.06
Spar Nord Bank	DK	DKK	300	5,764	0.05
BFF Bank	IT	EUR	568	5,535	0.05
Talanx Aktiengesellschaft	DE	EUR	68	5,238	0.05
Cadence Bank	US	USD	133	4,491	0.04
West BanCorp	US	USD	177	3,899	0.04
ACNB	US	USD	86	3,610	0.03
Korea Ratings	KR	KRW	52	3,211	0.03
ABG Sundal Collier Holding	NO	NOK	5,094	3,193	0.03
Far East Horizon	HK	HKD	4,520	3,184	0.03
Fuyo General Lease	JP	JPY	27	1,904	0.02
SEI Investments	US	USD	23	1,727	0.02
				1,767,691	16.36
不動産					
Jones Lang LaSalle	US	USD	268	73,092	0.68
Mid-America Apt Communities REIT	US	USD	173	26,498	0.25
Savills	GB	GBP	1,898	26,224	0.24
Camden Property Trust	US	USD	207	24,089	0.22
STAG Industrial REIT	US	USD	612	23,152	0.21
Real Matters	CA	CAD	2,717	13,829	0.13
LSL Property Services	GB	GBP	3,424	13,258	0.12
Mapletree Industrial Trust REIT	SG	SGD	5,662	10,226	0.09
BRANICKS Group	DE	EUR	3,550	9,732	0.09
Instone Real Estate Group	DE	EUR	1,026	9,134	0.08
Starts	JP	JPY	300	6,895	0.06
Robinsons Land	PH	PHP	24,799	6,564	0.06
Arealink	JP	JPY	482	5,733	0.05
Servcorp	AU	AUD	1,706	5,586	0.05
Sankyo Frontier	JP	JPY	224	2,898	0.03
Selvaag Bolig	NO	NOK	437	1,306	0.01
				258,216	2.39

	国・地域 コード	通貨	株数または 額面価額	時価 (米ドル)	純資産比率 (%)
コミュニケーション・サービス					
Liberty Latin America (C)	US	USD	225	2,194	0.02
				2,194	0.02
その他の規制ある市場への上場を認可された、または取引される証券					
エネルギー					
Unit	US	USD	63	1,966	0.02
				1,966	0.02
素材					
GCC	MX	MXN	1,044	8,338	0.08
Miquel y Costas & Miquel	ES	EUR	245	3,245	0.03
				11,583	0.11
資本財・サービス					
Logista Integral	ES	EUR	911	27,793	0.26
Irish Continental Group (IR)	IE	EUR	1,945	10,770	0.10
Mincon Group	IE	EUR	3,999	1,910	0.02
				40,473	0.37
情報技術					
Indra Sistemas	ES	EUR	911	16,023	0.15
				16,023	0.15
一般消費財・サービス					
CIE Automotive	ES	EUR	975	26,041	0.24
				26,041	0.24
生活必需品					
Atacadao	BR	BRL	14,740	18,475	0.17
Viva Wine Group	SE	SEK	3,718	14,822	0.14
Corporativo Fragua	MX	MXN	136	5,973	0.06
Armanino Foods of Distinction	US	USD	585	4,031	0.04
				43,301	0.40
ヘルスケア					
Hypera	BR	BRL	7,114	27,832	0.26
Genomma Lab Internacional (B)	MX	MXN	7,611	10,150	0.09
Faes Farma	ES	EUR	2,331	8,959	0.08
				46,941	0.43
金融					
Grupo Catalana Occidente	ES	EUR	950	38,884	0.36
AIB Group	IE	EUR	4,837	25,701	0.24
Bank of Ireland Group	IE	EUR	2,556	23,482	0.22
Qualitas Controladora	MX	MXN	1,610	11,193	0.10
Bankinter	ES	EUR	1,348	10,962	0.10
				110,222	1.02
不動産					
Irish Residential Properties REIT	IE	EUR	7,155	6,758	0.06
				6,758	0.06

	国・地域 コード	通貨	株数または 額面価額	時価 (米ドル)	純資産比率 (%)
非上場					
ヘルスケア					
Interojo*	KR	KRW	100	1,443	0.01
				1,443	0.01
その他				(9)	(0.00)
投資有価証券合計（取得原価 10,388,324米ドル）				10,289,018	95.25
			対象 エクスポージャー (米ドル)	未実現利益 (損失) (米ドル)	純資産比率 (%)
外国為替先物予約					
A－A C C投資証券（シンガポール・ドル）					
（シンガポール・ドル／米ドルヘッジ）					
Bought SGD Sold USD at 1.30656033 14/11/2024			61,536	(712)	(0.01)
				(712)	(0.01)
その他の資産および負債				513,897	4.76
				時価 (米ドル)	純資産比率 (%)
純資産				10,802,203	100.00

地域別		
国・地域	国・地域コード	純資産比率 (%)
米国	US	51.57
日本	JP	8.51
英国	GB	7.64
カナダ	CA	3.99
フランス	FR	2.88
スウェーデン	SE	2.52
アイルランド	IE	2.19
台湾	TW	1.70
韓国	KR	1.47
中国	CN	1.28
スペイン	ES	1.22
イタリア	IT	1.18
オランダ	NL	1.01
ギリシャ	GR	0.91
インド	IN	0.88
ノルウェー	NO	0.87
オーストリア	AT	0.86
ドイツ	DE	0.67
中華人民共和国香港特別行政区	HK	0.66
スイス	CH	0.56
ブラジル	BR	0.43
シンガポール	SG	0.36
メキシコ	MX	0.33
バミューダ	BM	0.30
プエルトリコ	PR	0.23
オーストラリア	AU	0.23
フィリピン	PH	0.19
ポルトガル	PT	0.11
デンマーク	DK	0.11
ポーランド	PL	0.09
ケイマン諸島	KY	0.08
インドネシア	ID	0.05
マレーシア	MY	0.05
イスラエル	IL	0.05
ニュージーランド	NZ	0.03
ベルギー	BE	0.02
現金その他純資産		4.75

＊ 取締役会により価格が決定された証券。

投資有価証券明細表および地域別の純資産比率は、四捨五入されている。投資有価証券明細表の地域別は現地のGAAPに基づく時価に基づいており、デリバティブ・エクスポージャーは含まれていないことに留意されたい。

[次へ](#)

ファンドによる金融商品・金融手法の利用方法

<訂正前>

（前略）

ファンドが利用することのできる金融商品および金融手法

（中略）

有価証券貸借取引

ファンドは、効率的なポートフォリオ管理を目的として、ファンド情報に記載される予想レベルおよび最大レベルに従い、株式、その他の持分証券および債券の有価証券貸借取引を行う予定である。2024年7月現在、どのファンドもマージン貸付取引を行っていない。

（中略）

ファンドに支払われる収益：有価証券貸借取引については、かかる取引から生じる総収益の87.5%がファンドに返還され、12.5%の手数料が貸付代理人（投資運用会社の関連会社ではない。）に対して支払われる。かかる有価証券貸借取引の活動により貸付代理人が負担する業務コスト（直接または間接を問わない。）は、その手数料から賄われる。実際のリターンに関する詳細は、フィデリティ・ファンズ2の年次報告書および決算書に掲載される。

（後略）

<訂正後>

（前略）

ファンドが利用することのできる金融商品および金融手法

（中略）

有価証券貸借取引

ファンドは、効率的なポートフォリオ管理を目的として、ファンド情報に記載される予想レベルおよび最大レベルに従い、株式、その他の持分証券および債券の有価証券貸借取引を行う予定である。2024年9月現在、どのファンドもマージン貸付取引を行っていない。

（中略）

ファンドに支払われる収益：有価証券貸借取引については、かかる取引から生じる総収益の少なくとも87.5%がファンドに返還され、最大12.5%の手数料が貸付代理人（投資運用会社の関連会社ではない。）に対して支払われる。かかる有価証券貸借取引の活動により貸付代理人が負担する業務コスト（直接または間接を問わない。）は、その手数料から賄われる。実際のリターンに関する詳細は、フィデリティ・ファンズ2の年次報告書および決算書に掲載される。

（後略）

一般的な投資権限および投資制限

<訂正前>

（前略）

許可された資産、手法および取引

（中略）

投資目的または投資方針に別段の定めがない限り、ファンドは、ディストレス証券に対する重大なエクスポージャーを有することは想定していない。確定利付証券への投資を許可されたファンドは、その投資目的に別段の定めがない限り、その他の資産への転換権または引受権が付随する債券に投資することができ、資産の100%を上限として投資適格債に投資することができる。ファンドの投資目的または投資方針に別段の定めがない限り、投資運用会社は、いかなる国または地域にも投資可能な金額に制約を受けない。

資産の共同運用

効率的な運用を目的として、取締役会は、フィデリティ・ファンズ2の範囲内の特定のファンドの資産を共同で運用することを選択することができる。かかる場合、異なるファンドの資産が共通で運用される。共同運用資産は、「プール」と称されるが、かかるプールは内部管理目的でのみ使用される。プールは、個別の事業体を構成するものではなく、投資家が直接アクセスすることはできない。共同で運用される各ファンドには、固有の資産が割り当てられるものとする。

複数のファンドの資産がプールされている場合、各参加ファンドに帰属する資産は、当初、かかるプールへの資産の当初割当てを参照して決定され、追加の割当てまたは引出しが行われた場合に変更される。

各参加ファンドの共同運用資産に対する権利は、かかるプールのすべての投資ラインに適用される。

共同で運用されるファンドのために行われた追加の投資は、その権利に応じてかかるファンドに割り当てられ、売却された資産は各参加ファンドに帰属する資産に同様に賦課されるものとする。

分散化要件

(中略)

グローバル・リスクの管理および監視

(中略)

リスク監視アプローチ 主なリスク測定アプローチには、コミットメント・アプローチならびに絶対VaRおよび相対VaRという2形態のバリュエーション・アット・リスク（VaR）の3つがある。管理会社は、フィデリティ・ファンズ2ーグローバル・バリュエーション・ファンドについては、コミットメント・アプローチを選択する。ファンドは、必要に応じて、裏付資産の同等ポジションの市場価値またはデリバティブの想定元本のいずれかを勘案し、グローバル・エクスポージャーを計算する。

(後略)

<訂正後>

(前略)

許可された資産、手法および取引

(中略)

投資目的または投資方針に別段の定めがない限り、ファンドは、ディストレス証券に対する重大なエクスポージャーを有することは想定していない。確定利付証券への投資を許可されたファンドは、その投資目的に別段の定めがない限り、その他の資産への転換権または引受権が付随する債券に投資することができ、資産の100%を上限として投資適格債に投資することができる。ファンドの投資目的または投資方針に別段の定めがない限り、投資運用会社は、いかなる国または地域にも投資可能な金額に制約を受けない。

分散化要件

(中略)

グローバル・リスクの管理および監視

(中略)

リスク監視アプローチ 主なリスク測定アプローチには、コミットメント・アプローチならびに絶対VaRおよび相対VaRという2形態のバリュエーション・アット・リスク（VaR）の3つがある。管理会社は、フィデリティ・ファンズ2ーグローバル・ディスカバリー・ファンドについては、コミットメント・アプローチを選択する。ファンドは、必要に応じて、裏付資産の同等ポジションの市場価値またはデリバティブの想定元本のいずれかを勘案し、グローバル・エクスポージャーを計算する。

(後略)

監査報告書

F I L・インベストメント・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ
の株主各位

財務書類の監査に関する報告

意見

我々の意見では、添付の財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に従い、F I L・インベストメント・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ（以下「当社」という。）の2023年12月31日現在の財政状態および終了した年度の運営業績について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

監査対象

当社の財務書類は、以下で構成される。

- ・2023年12月31日現在の貸借対照表
- ・終了した年度の損益計算書
- ・重要な会計方針の概要を含む財務書類に対する注記

意見の根拠

我々は、監査専門家に関する2016年7月23日の法律（以下「2016年7月23日法」という。）およびルクセンブルグに関して金融監督委員会（Commission de Surveillance du Secteur Financier）（以下「C S S F」という。）が採用した国際監査基準（以下「I S A」という。）に準拠して監査を実施した。2016年7月23日法およびルクセンブルグに関してC S S Fが採用したI S Aに基づく我々の責任については、本報告書の「財務書類の監査に関する公認企業監査人（Réviseur d'entreprises agréé）の責任」の項に詳述されている。

我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見の根拠の提供として十分かつ適切であると確信する。

我々は、ルクセンブルグに関してC S S Fが採用した国際会計士倫理基準審議会により公表された国際独立性基準を含む専門会計士のための国際倫理規程（「I E S B A規程」）および財務書類の監査に関連する倫理要件に従い、当社から独立している。我々は、それらの倫理要件に従い、その他の倫理上の責任を果たしている。

その他の情報

取締役会は、年次報告書に含まれるその他の情報（ただし、財務書類および財務書類に対する我々の監査報告書を含まない。）に関して責任を負う。

財務書類に対する監査意見は、その他の情報を対象としていないため、我々はその他の情報に対していかなる形式の保証の意見も表明しない。

財務書類の監査に関する我々の責任は、上記のその他の情報を読解し、また、その過程で、その他の情報が財務書類もしくは我々が監査を通じて入手した事実と著しく矛盾しないか、または重大な虚偽記載があると思われなかったかを検討することである。我々が行った作業に基づき、かかるその他の情報に重大な虚偽記載があると判断した場合、我々はその事実を報告しなければならない。この点において、我々が報告すべき事項はない。

財務書類に関する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に従い、財務書類の作成および公正な表示に関して責任を負い、また、欺罔または誤謬の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成を行うために取締役会が必要と決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、取締役会は当社の継続性を評価し、それが適用される場合には、取締役会に当社を清算するもしくは運用を停止する意図があるか、またはそれ以外に現実的な選択肢を有しない場合を除き、継続性に関する事項の開示および継続会計基準の採用に関して責任を負う。

財務書類の監査に関する公認企業監査人 (Réviseur d'entreprises agréé) の責任

監査の目的は、欺罔または誤謬の如何にかかわらず、財務書類全体に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得ることおよび監査意見を含む監査報告書を発行することである。合理的な確信とは高い水準の確信ではあるが、2016年7月23日法およびルクセンブルグに関してC S S Fが採用したI S Aに準拠して実施した監査が、必ずしも重大な虚偽記載を発見することを保証するものではない。虚偽記載は欺罔または誤謬から生じる可能性があり、個別にまたは全体として、当財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を与えると合理的に予想される場合に、重大であるとみなされる。

2016年7月23日法およびルクセンブルグに関してC S S Fが採用したI S Aに準拠した監査の一環として、我々は監査全体を通じて専門的な判断を下し、職業的懐疑心を保持する。我々はまた、以下を実施する。

- ・欺罔または誤謬の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスクを見極めおよび評価し、当該リスクに対応する監査手続を策定および実施し、また、監査意見の根拠の提供として十分かつ適切な監査証拠を入手する。欺罔により生じる重大な虚偽記載を発見できないリスクは、誤謬により生じる重大な虚偽記載を発見できないリスクよりも高い。これは欺罔が共謀、偽造、故意の怠慢、虚偽表示または内部統制の無効化を伴っていることがあるためである。
- ・当社の内部統制の有効性に関する意見表明のためではなく、現状に相応しい監査手続を策定するために、監査に関する内部統制を理解する。
- ・取締役会が採用した会計方針の妥当性ならびに取締役会が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・取締役会が継続会計基準を採用する妥当性、および、入手した監査証拠に基づき、当社の継続性に重要な疑念を生じさせる事象または状況に関する重大な不確実性の有無を判断する。重大な不確実性が存在すると判断した場合、我々は監査報告書において財務書類の関連する開示に注意を喚起しなければならない。我々の判断は、監査報告書の日付までに入手した監査証拠に基づいている。しかしながら、将来の事象または状況が、当社の継続性を終了させることがある。
- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容、ならびに財務書類がその原取引および事象を公正な方法で表示しているかを評価する。

我々は、特に計画する監査の範囲および時期ならびに我々が監査を通じて見極める内部統制の重大な不備を含む重要な監査所見について統治責任者に報告する。

その他の法令上の要件に関する報告

経営報告書は、財務書類と一致しており、適用ある法令上の要件に従い作成されている。

ルクセンブルグ、2024年5月22日

プライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーペラティブ

代表して署名

(電子署名)

ニコラ・グリヨ

[次へ](#)

Audit report

To the Shareholder of

FIL Investment Management (Luxembourg) S.A.

Report on the audit of the annual accounts

Our opinion

In our opinion, the accompanying annual accounts give a true and fair view of the financial position of FIL Investment Management (Luxembourg) S.A. (the “Company”) as at 31 December 2023, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts.

What we have audited

The Company's annual accounts comprise:

- the balance sheet as at 31 December 2023;
- the profit and loss account for the year then ended; and
- the notes to the annual accounts, which include a summary of significant accounting policies.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (Law of 23 July 2016) and with International Standards on Auditing (ISAs) as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier” (CSSF). Our responsibilities under the Law of 23 July 2016 and ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF are further described in the “Responsibilities of the “Réviseur d'entreprises agréé” for the audit of the annual accounts” section of our report.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

We are independent of the Company in accordance with the International Code of Ethics for Professional Accountants, including International Independence Standards, issued by the International Ethics Standards Board for Accountants (IESBA Code) as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the annual accounts. We have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements.

Other information

The Board of Directors is responsible for the other information. The other information comprises the information stated in the directors' report but does not include the annual accounts and our audit report thereon.

Our opinion on the annual accounts does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the annual accounts, our responsibility is to read the other information identified above and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the annual accounts or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the Board of Directors for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of the annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts, and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the annual accounts, the Board of Directors is responsible for assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors either intends to liquidate the Company or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Responsibilities of the “Réviseur d'entreprises agréé” for the audit of the annual accounts

The objectives of our audit are to obtain reasonable assurance about whether the annual accounts as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an audit report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these annual accounts.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

- identify and assess the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control;
- obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control;

- evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors;
- conclude on the appropriateness of the Board of Directors' use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our audit report to the related disclosures in the annual accounts or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our audit report. However, future events or conditions may cause the Company to cease to continue as a going concern;
- evaluate the overall presentation, structure and content of the annual accounts, including the disclosures, and whether the annual accounts represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Report on other legal and regulatory requirements

The directors' report is consistent with the annual accounts and has been prepared in accordance with applicable legal requirements.

PricewaterhouseCoopers, Société coopérative
Represented by

Luxembourg, 22 May 2024

Nicolas Grillot

（※）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は管理会社が別途保管している。